

# 第10回佐倉市立保育園等の在り方検討会 会議次第

日時 平成22年10月21日(木)

午後2時から

於 佐倉市役所 1号館6階第3会議室

## 1. 開会

(1) 健康こども部長 挨拶

(2) 佐倉市立保育園等の在り方検討会会長 挨拶

## 2. 議題

(1) 第9回議論の整理

(2) 児童センター・学童保育所の在り方について

(3) 保育園・児童センター・学童保育所についての総括議論

(4) その他

## 3. 閉会

## 議題（1） 第9回（前回）議論の整理

### （1）第7回議論の整理

### （2）第8回現地視察の報告

#### 保育園

- ・セキュリティの面で公立保育園に対して要望がかなり出ていますが、民間保育園は玄関で暗証番号押さないと入れないなど厳重です。
- ・保育園は公立も民間も様々で、多様性がありました。大きな多機能の保育園も必要ですし、定員20～30人の小さな保育園も必要です。選ぶのは保護者ですから、情報がたくさんあるといいと思います。

#### 学童保育所

- ・佐倉学童保育所は、環境としてこれで楽しい時間が過ごせるのか疑問に思いました。今は詰め込まれているだけです。
- ・親の都合では、学校内や学校から近いと安心ということがありますが、子どもの最善の利益を考えてあげると、もっと別の在り方があるのかと思います。
- ・子どもがほっと一息を入れられる環境を学校の中に用意するというセンスが必要です。
- ・施設のハードの面で、目が届かないというような物理的な問題は解消すべきですが、インストラクターの問題だと思います。

#### その他施設

- ・ヤングプラザは、中高生がいきいきとクリエイティブな遊び方ができたり、友達作りができたりという場所はなかなかなく、素晴らしい施設だと感じました。学童以上の年齢の子育てでも、お母さんたちの悩みはあります。
- ・さくらんぼ園では、保護者から「交通は不便ですが、遠くても安心して子どもを任せられる」という意見を聞けました。障害を持つ子どもたちのために佐倉にこれだけの施設があるのは素晴らしいことです。
- ・さくらんぼ園の保護者の意見として指定管理者の運営になって利用しやすくなったというのが印象に残りました。指定管理者制度を導入して成功した施設だという印象を受けました。

### （3）児童センター・学童保育所の在り方について

#### 1 児童センターの在るべき方向について

##### 目指す方向性、事業展開等について

- ・世代間交流や健全育成の分野では、市民のグループやコミュニティの活動などがいくらでもある中で、敢えて「多様なニーズに合わせた様々な魅力ある事業を展開する必要があります。」というのは、どのような意図で、そのような市民活動とどこが違うのでしょうか。市民でカリスマ的にやっている人のほうが勉強もしていて魅力的です。

- ・市内全域や隣の市から人が集まってくるということと、児童センターを拠点としてローカルなコミュニティを作っていくということなら、明確な違いがわかります。ならば「ローカルな地域の核になる」という表現があってもいいのかなと思います。
- ・公立は怠慢だと思います。やっている人の自覚が足りないように感じます。公立だったらもっと宣伝やPRなど努力が必要です。
- ・子どもの奪い合いという面では、子ども会のほうがいいと思います。児童センターは別の方面を目指すべきで、事務局からは学童保育所が入っていて邪魔だという説明がありましたが、学童保育所があったほうがいいのではないかなと思いました。
- ・18歳までを対象とした児童館のように、世代を明確に定めて、相談や情報交換や集いなどを提供する場がかつてあり、浸透していましたので、そのような施設があってもいいのかなと思います。
- ・児童センターは、これまで一定の役割を果たしてきましたが、少子化が進み、働く女性も増えて、孤独な子育てをしなければならない母親が増えました。時代が求めているものは何か考えていくと、児童センターから学童保育所を外に出すだけでなく、児童センターの在り方が新しい時代にどうあるべきかということを考えていく必要があるのではないのでしょうか。
- ・新しい児童センターの在り方を模索していくという意味で、「施設機能を充実させていく」という部分の「施設機能」に何を盛り込むか、再度提言を検討したいと思います。

### 育児相談について

- ・(保育園の育児相談について) 保育園はフェンスがあって門を開けて入りにくいので、実際に相談に行く感じではありません。
- ・子育て支援の拠点施設は保育所が一番ふさわしいと思っています。
- ・児童センターには密室になれる相談室がありません。発達相談など本気で育児相談をしてほしかったら、面接室ぐらいないと難しいと思います。
- ・子育て支援センターなど、育児相談は場によって対象年齢の違いなどありますが、利用者側から見ると区別して利用できているのでしょうか。利用しやすいのでしょうか。母親としては、一か所に行けばいろいろなことが解決できるといいです。

## 2 学童保育所の在るべき方向について

- ・県のガイドラインは、法的に必ずしも守らなければならないものでもなく、キャリアや経験を積んだ人であれば十分採用していいという含みのあるものです。問題は、良い人材を確保できるかです。
- ・インストラクターの資質の向上のためには何をしたらいいか、もう少し提言の中に書き込んでいきたいと思います。
- ・預けっぱなしではなく、保護者も一緒に子育てしているという意識を持っていただかないといけません。インストラクターが保護者の意識を、一緒にやっへ行こうという方向にどうやって持って行くかです。
- ・(老幼の館のトイレが夕方閉館後に使用できなくなることについて) 同じ建物内の話なので、もう少し縦割りのところをもっと融通し合う方法を探さなければならないでしょう。

## 審議用 事務局提出 たたき台

児童センター・公立学童保育所の在り方

## 1 児童センターの在るべき方向

## ア サービスの充実

## 【提言案】

児童センターは、児童健全育成及び世代間交流に係る拠点施設としての役割を担っており、社会情勢の変化や利用者の多様なニーズに合わせた様々な魅力ある事業を展開していく必要があります。

また、児童センターは、地域の子育て支援の拠点施設として、育児相談、情報交換の場、集いの場となっていることから、気軽に来館できる施設としていく必要があります。

しかし、限られた職員体制及び多様な事業実施のノウハウ等が十分でないため、魅力ある事業を十分に展開できていないのが現状です。今後は、新しい時代に対応した魅力ある事業を展開するとともに、より質の高いサービスの提供に努めることが必要です。

## 【委員の主な意見】

- ・児童センターはあまり知られておらず、何をやっているか知らない保護者が多い。
- ・スタッフがほとんど女性で、ダイナミックな企画や活動が少なく、活動内容が女の子向けであるように感じる。
- ・孤独に子育てをしている親からすると、すでに世界ができあがっているように見え、そこに入って行くのに気後れする。
- ・保育園を利用していない保護者にとって、子育て支援という機能は非常に重要。専門の人がいて、子育てに不安を持つ母親を受け止める機能が果たされながら、低学年の子ども健全育成を曜日を変えながら展開するということだ。

今、地域の中で、このような施設がどういう形で求められているのか、従来からあるからそのままあるのではなく、新しい時代の中でどういう形に変えていくかという視点も必要。

世代間交流や健全育成の分野では、市民のグループやコミュニティの活動などいくらかでもある中で、敢えて「多様なニーズに合わせた様々な魅力ある事業を展開する必要があります。」というのは、どのような意図で、そのような市民活動とどこが違うのか。市民でカリスマ的にやっている人のほうが勉強もしていて魅力的。そこまで濃い活動ができるのか。

(市民のグループやコミュニティの活動との違いについて)市内全域や隣の市から人が集まってくるということなら、児童センターを拠点としてローカルなコミュニティを作っていくということなら、明確な違いがわかる。ならば「ローカルな地域の核になる」という表現があってもいいのかと思う。

(児童センターと子ども会の事業での)子どもの奪い合いという面では、子ども会のほうがいい。児童センターは別の方面を目指すべきで、事務局からは学童保育所が入っていて邪魔だという説明があったが、学童保育所があったほうがいいのではないか。

子育て支援センターなど、育児相談は場によって対象年齢の違いがあるが、利用者側から見ると区別して利用できているのか。利用しやすいのか。国はいろいろ制度を変えてくるが、一か所に行けばいろいろなことが母親として解決できるという。公立は怠慢だ。児童センターでも、センターの目的がきちんとわかっているならば、どういう運営を目指そうと考えると思うが、やっている人の自覚が足りないように感じる。公立だったらもっと宣伝やPRなど努力が必要。

18歳までを対象とした児童館のように、世代を明確に定めて、相談や情報交換や集いなどを提供する場がかつてあり、浸透していたので、そのような施設があってもいいのかと思う。

#### 【提言修正案】

児童センターは、児童健全育成及び世代間交流に係る拠点施設として、また、地域の子育て支援拠点施設としての役割を持つ施設です。

しかし、現在の児童センターは、上記の役割を十分に果たす魅力ある施設とは言えない状況にあります。

今後の事業展開にあたっては、社会情勢の変化や利用者のニーズを的確に捉えるとともに、地域のNPOやボランティア等との積極的な連携や、適切な役割分担を模索しながら、児童の健全育成及び子育て支援等における地域の核となることが期待されます。

また同時に、育児相談や情報交換等の集いの場として、利用者が気軽に来館できる施設づくりが求められます。

## イ 児童インストラクターの資質の向上

### 【提言案】

児童センターには、遊びの指導をする児童インストラクターが配置されており、児童の自主性、社会性及び創造性を高めるため、遊びの指導を行うものとされています。遊びの指導については専門的技術を要し、その指導の在り方が児童の諸能力の発達に強く影響するものであることから、児童の遊びを指導する者の果たすべき役割は大きいものです。

児童インストラクターの資質の向上や専門的知識を修得するため、千葉県児童館連絡協議会が主催する研修会に参加させるとともに、市独自で研修会も開催していますが、内容や実施回数が十分でないと思われま

す。今後は、定期的、計画的な研修を実施し、社会情勢の変化や利用者ニーズに的確に対応した事業を実施するため、児童インストラクターの指導力の向上を図っていく必要があります。

### 【委員の主な意見】

- ・スタッフに遊びを展開するスキルがあまり感じられず、地域での子育ての拠点を担っている意識が低いと感じる。
- ・我孫子市にある千葉県の施設は、コミュニティビジネスで地域の人材が集まって、NPO からさらに大きな事業体を作って、大きな館の運営をこなしている。
- ・保育士がたまたま保育園から人事異動で児童センターに配属されて運営するのではなく、むしろコミュニティを作るとい志のあるスタッフのいる NPO や民間団体にお願いしたほうがいい。

### 【提言修正案】

なし（原案のまま）

## ウ 施設環境の充実

### 【提言案】

児童センターの中には築 30 年以上も経過し、老朽化が著しい施設もあることから、施設の改修を進め、児童が安心して、また施設を快適に利用できるようにする必要があります。

現在、全ての児童センターに学童保育所が併設されているため手狭になり、放課後や夏休みなどは、児童センターの事業実施に制約を受けています。

児童センターが本来もっている、児童が何時でも気軽に利用できる施設であるためには、学童保育所を児童センターから切り離し、施設機能を充実させる必要があります。

乳幼児を連れた保護者が事業に参加しやすくするためには車の利用が不可欠となることから、利用状況に見合った駐車台数を確保する必要があります。

### 【委員の主な意見】

施設に密室になれる相談室がない。発達相談など本気で育児相談をしてほしかったら、面接室ぐらいないと難しい。

児童センターから学童保育所を外に出すことによって、児童センターの在り方が新しい時代にどうあるべきかということを考えていく必要があるのではないか。

新しい児童センターの在り方を模索していくという意味で、学童保育を切り離すというだけではなくて、「施設機能を充実させていく」という部分の「施設機能」に何を盛り込むか、再度提言を検討したい。

### 【提言修正案】

児童センターの中には築30年以上が経過し、老朽化が著しい施設もあることから、施設の改修を進め、児童が安心して、また快適に利用できるようにすることが必要です。

また、本来児童センターは児童が何時でも気軽に利用できる施設ですが、現状では全ての児童センターに学童保育所が併設されているため、学童保育所が開設される放課後や夏休みなどは、児童センターの事業実施に制約を受ける状況にあります。

今後、求められる事業を展開していくには、今の子どもたちに不足している自然体験や社会体験等の事業を実施するための施設環境や、子育て支援事業や相談などの子育て支援拠点施設としての機能が重要となると考えられます。

そのためには、学童保育所を児童センターから切り離すことも含め、今の時代に求められる機能を備えた施設づくりに向けた検討が必要と考えます。

なお、乳幼児を連れた保護者が事業に参加しやすくするためには車の利用が不可欠であり、利用状況に見合った駐車台数の確保も重要です。

## 2 学童保育の在るべき方向

### ア サービスの在り方

#### 【提言案】

学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る場所であり、子どもの成長と発達を保障し、子どもの自立を支援することを目的としています。

学童保育所の運営においては、適切な児童インストラクターを配置するとともに、子どもの生活を豊かにする魅力ある事業を実施する必要があります。

しかし、適切な児童インストラクターの確保、開所時間、学童保育所を所管する施設職員の負担が増加している等の問題があり、円滑な運営を十分にできているとは言えないのが現状です。

今後は、魅力ある事業、延長保育や一時利用の実施など多様な保育サービスの提供を図ることにより、学童保育の質の向上を図ることが必要です。

#### 延長保育の実施

#### 【提言案】

公立の学童保育所の開所時間は、千葉県放課後児童クラブガイドラインよりも開所時間は長くなっておりませんが、就労形態の多様化などによる利用者のニーズを勘案して検討する必要があります。

なお、実施にあたっては子どもの最善の利益という視点に配慮していく必要があります。

### 【委員の主な意見】

- ・親の立場からは、今の内容だったら学童保育所でなくても、大人の目のあるところにいてくれさえすれば安心で、学校で図書館を5時まで開けてもらえば済む話。
- ・単に大人の目のある環境ということで、見ているだけと割り切る。もう一つは、せっかくだから意味をもった活動をやるということで、指定管理者制度や民営化など、放課後の過ごし方についてプログラムやアイデアを持つ団体に委託する。市として充実したことをやる必要はないのではないか。
- ・集団の中では子どもは疲れる。イベントをやらせたり、保護者の要望に合わせて時間を長くして、いつホッとするのか。子どもの視点から見てどうか検討が必要。
- ・子どもの最善の利益という視点を失うと、保護者の要求だけを飲んで、犠牲になるのは子どもたち。子どもを守って、親の要求にもどう応えていくか、難しい。
- ・時間延長の問題も必要があると思うが、さみしい思いをするのは結局子ども。子どもを守って、親の要求にもどう応えていくか、難しい。
- ・子どもの病気や介護が必要なときにも休めるように、社会全体のシステムとして職場環境を整えていかなければならない。
- ・学童保育所をどうするかということをお話していること自体、日本という社会は貧しい。もっと子どもにとって親子関係が豊かになってほしい。

### 【提言修正案】

学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る場所であり、子どもの成長と発達を保障し、子どもの自立を支援することを目的としています。

学童保育所の運営においては、適切な児童インストラクターを配置し、子どもの生活を豊かにする魅力ある事業を実施することが求められます。

しかし、適切な児童インストラクターの確保が困難であること、学童保育所を所管する施設の職員の負担が増加していること等の問題があり、求められるサービス全てを提供することは、現状では大変困難であると推察されます。

そのような状況における学童保育所は、最低限、子どもが安心して楽しく過ごせるような場であることが必要不可欠と考えます。

事業（遊び等）の展開や、延長保育や一時利用の実施などにおいては、保護者のニーズを勘案しつつも、子どもの最善の利益という視点に十分に配慮して検討することが必要です。



## イ 円滑な運営の確保

### 【提言案】

学童保育所は、児童に適切な遊びを通して生活の場を与え、その健全育成を図ることとしていることから、児童インストラクターの役割は重要です。

学童保育所の児童インストラクターの資質の向上や専門的知識を高めるため、千葉県が主催する研修会に参加させるとともに、市独自で、救急講習会や発達障害の児童に対応するための研修を行っておりますが、研修内容、実施回数等は十分とはいえないと思われます。

今後は、定期的、計画的な研修を実施し、児童インストラクターの資質の向上や専門性を高めることにより、学童保育の質の向上を図る必要があります。

### 施設開所時間における正規職員空白時間帯の解消

#### 【提言案】

公立の学童保育所は、児童センター所長又は保育園長が所管しております。

保育園は午後7時（午後8時）まで開所しているため、職員がシフト制勤務をとっており、学童保育所の開所時間帯は基本的に正規職員がおります。

一方、児童センター（老幼の館）が所管する場合、職員は午後5時15分で勤務が終了するため、午後7時まで開所している学童保育所は夜間、正規職員が不在となる空白時間帯が生じています。

今後は、シフト制勤務の導入などにより学童保育所が開所している時間帯は正規職員を配置し、児童のケガ等の緊急時に迅速かつ適切に対応する体制づくりが必要です。

#### 【委員の主な意見】

- ・学童保育所を数年で一気に増やした弊害で、学童保育所のインストラクターの全体のレベルが下がり、人と向き合って育てていける指導員が少ない状況である。
  - ・柵から出ないように見張っているだけという印象。
  - ・あの児童数であの指導員の人数は少ない。
  - ・インストラクターの資質をどう研修しながら高めていくか、検討が必要。
  - ・男女両方のインストラクターが関わっていくのは望ましい。地域にいる人材が関わっていく仕組みを作ることが必要。
- 問題は、良い人材を確保できるか。熱意は重要。研修という前に人間性が重要で、いくら研修を受けても、やる気のある人でないと駄目。
- 保護者も預けっぱなしではなく、一緒に子育てしているという意識を持っていただかないといけない。インストラクターが保護者の意識を、一緒にやっへ行こうという方向にどうやって持って行くかだ。
- ・佐倉市で際立っているのは、運営形態として、公立公営というところ。とは言っても離れたところにある保育園の園長が掛け持ちしていて、実質的には不可能に近いことを形式的に公立公営という形にしていると見受けられる。

**【提言修正案】**

学童保育所は、児童に適切な遊びを通して生活の場を与え、その健全育成を図ることを目的としていることから、児童インストラクターの役割は重要です。

また、児童インストラクターは、定期的に保護者と会合を開き、学童保育の現状や問題点などについて話し合うなど、保護者と適切にコミュニケーションを図る役割も期待されます。

現在、学童保育所の児童インストラクターの資質向上や専門的知識を高めるため、千葉県が主催する研修会に参加するとともに、市独自で救急講習会や発達障害の児童に対応するための研修を行っていますが、研修内容、実施回数等は十分とは言えない状況です。

今後、学童保育の質の向上を図るためには、定期的・計画的な研修を実施し、児童インストラクターの資質向上や専門性を高めることが求められます。何より、児童インストラクターを採用する際には、できる限り学童保育に対して熱意とやる気を持ったスタッフを採用することが重要です。

なお、児童センター（老幼の館）が所管する学童保育所では、正規職員は午後5時15分で勤務が終了するため、夜間に正規職員が不在となる空白時間帯が生じています。児童のケガ等の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、シフト制勤務の導入など学童保育所が開所している時間帯には必ず正規職員が配置される体制が望まれます。

**ウ 施設環境の充実****【提言案】**

学童保育所の中には築20年以上も経過し、老朽化が著しい施設もあることから、施設の改修を進め、児童が安心して、また施設を快適に利用できるようなする必要があります。

学童保育ニーズの高まりから、待機児童を発生させないよう、児童センターの遊戯室などの一部を共用スペースとして定員を拡大している施設もありますが、入所定員に見合った学童保育の専用スペースを確保し、ゆとりある学童保育に努めていく必要があります。

小学6年生まで受け入れている施設の中には男女共用のトイレが一つしかないという問題があることから、学童保育所を整備する上では高学年にも配慮した施設整備を行っていく必要があります。

**学童保育所未整備小学校区の解消****【提言案】**

小学校区で学童保育所が設置されていないのは、和田小学校区のみです。和田小学校に通う児童の中には他の小学校区の学童保育所に通所している児童もいます。

保護者の就労支援、子どもの安心・安全の確保の観点から早急に学童保育所を整備されることが望まれます。

### 過密学童保育所・大規模学童保育所の解消

#### 【提言案】

学童保育所の中には入所定員を大きく上回る児童が入所し、過密状態となっている施設もあります。

また、入所児童が60名を超え、大規模学童保育所に近づきつつある施設もあります。児童一人ひとりへの目配りやケガの防止などの観点から、施設の増設や移転による過密状態の解消や大規模化の学童施設を分割し、適正規模の学童保育所とする必要があります。

#### 【委員の主な意見】

- ・大きな公園などに大人がいて安全な状況になってさえいけば、学童保育所という部屋に預けなくてもいい。街で子どもを育てるという観点で、器を作ればいい。学校から解放されて家庭に帰る雰囲気を受け入れるというのが当初の考え方だが、今は詰め込まれているだけ。親の都合では、学校から近いということもあるが、子どもの最善の利益を考えてあげると、もっと別の在り方があるのかと思う。学校の中にあっただほうがいい部分と、学校から離れて一息入れられる環境を用意するほうがいい部分とがある。学校内なら安心だが、子どもは一息入れられないということがある。ほっと一息を入れられる環境を学校の中に用意するというセンスが必要。施設のハードの面で、目が届かないというような物理的な問題は解消すべきだが、インストラクターの問題だと思う。(老幼の館のトイレが夕方閉館後に使用できなくなることについて)同じ建物内の話なので、もう少し縦割りのところを融通し合う方法を探さなければならない。

#### 【提言修正案】

まず、学童保育所の中には築20年以上も経過し、老朽化が著しい施設もあることから、施設の改修を進め、児童が安心して快適に利用できるようにする必要があります。

学童保育ニーズの高まりから、待機児童を発生させないよう、児童センターの遊戯室などの一部を共用スペースとして利用し、定員を拡大している施設もありますが、入所定員に見合った学童保育の専用スペースを確保し、ゆとりある学童保育に努めていくことも重要です。

また、子どもの最善の利益を考慮し、特に学校内の学童保育所においては、ほっとくつろげる家庭的な環境づくりが必要です。

小学6年生まで受け入れている施設の中には男女共用のトイレが一つしかない施設があることから、高学年にも配慮した施設整備が求められます。

なお、子どもの安心・安全確保の観点から、学童保育所が設置されていない小学校区（和田小学校区）の解消や、入所定員を大きく上回り過密状態となっている学童保育所の解消も望まれます。

## エ その他

### 【委員の主な意見】

#### （保護者の費用負担について）

- ・保護者負担は公立 6,000 円で、民間は 9,000 円から 12,500 円と、利用するところにより金額が違う。保護者から見るとどこも同じにするほうがすっきりする。
- ・保護者負担金は経費の 3 分の 1 だが、これはこのままでいいのか。

## 3 . 児童センター・公立学童保育所の今後の管理運営について

市内 5 ヶ所の児童センターについては、現在、少ない職員数の中で子育て支援・児童健全育成事業等の事業を実施していますが、現在の管理運営方法では社会状況の変化等に伴う多様なニーズに対応することが困難になっています。

学童保育所についても利用者が増加するなかで、所管する児童センター、保育園の職員の負担が大きくなっているのが現状です。

前述の児童センター・学童保育所の現状と課題や在るべき方向を踏まえると、すべての施設を市の直営で運営していくのではなく、民間事業者の力を導入した運営を検討すべきと思われます。

具体的には、児童センターについては指定管理者制度の導入又は民間委託、学童保育所については指定管理者制度の導入、民間委託又は民営化（民間移管）が適切と考えられます。

なお、指定管理者制度の導入、民間委託又は民営化（民間移管）にあたっては、以下の点に留意することが必要です。

### ア 指定管理者制度導入又は民営化（民間移管）の基本的な考え方

#### 目的

##### < 児童センター >

児童センターは、地域の子育て支援、児童健全育成及び世代間交流に係る拠点施設としての役割を担っており、利用者の多様なニーズに合わせた様々な魅力ある事業を展開していくことが求められます。しかし、限られた職員体制及び多様な事業実施のノウハウ等が十分でないため、魅力ある事業を十分に展開できていないのが現状です。民間のノウハウを活用し、魅力ある事業を展開するとともに、より質の

高いサービスの提供に努めることが必要です。

#### < 学童保育所 >

学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る場所であり、子どもの成長と発達を保障し、子どもの自立を支援することを目的としています。

学童保育所の運営においては、適切な指導員を配置するとともに、子どもの生活を豊かにする事業を実施する必要があります。

しかし、適切な指導員の確保、開所時間帯、所管施設の負担が増加していること等の問題があり、円滑な運営を十分にできているとは言えないのが現状です。

民間のノウハウを活用し、子どもが楽しめる事業の実施や、延長保育や一時利用の実施など多様な保育サービスの提供を図ることにより、学童保育の質の向上を図ることが必要です。

### 行政処分・利用料金制度

#### < 児童センター >

指定管理者制度は通常の民間委託(業務委託)と異なり、事業申し込みの決定や、利用料を徴収して事業費の一部に組み入れることができる利用料金制度を導入することができますが、児童センターの事業は原則無料であることから、利用料金制度の導入はなじまないと考えます。

#### < 学童保育所 >

指定管理者制度では、学童保育所の入所などの行政処分や、利用料金制度の導入により保育料の決定、減免、徴収などを指定管理者に委任することができますが、入所決定等について保護者とのトラブルが生じる可能性が大きく、入所の許可権限の委任や利用料金制度の導入には慎重な検討が必要と考えます。

### 移管する児童センター・学童保育所の範囲

現在、学童保育所は近隣にある児童センターや保育園が所管していますが、各地区にある児童センターを中心に、児童センターが地区内の学童保育所を複数所管する体制に移行することが好ましいと考えます。

したがって、児童センターにおける指定管理者制度、民間委託または民営化(民間移管)の導入に際しては、市内を5つの児童センターの区域に分け、当該区域内にある児童センター及び学童保育所を一括して移管することが適当と考えます。

なお、保育園内にある学童保育所については、保育園の民間移管と同時に、併せて民営化を検討することが望ましいと考えます。

### サービスの質の確保

指定管理者制度の導入、民間委託又は民間移管により、運営主体は市から民間事業者等に替わりますが、定期的に利用者満足度調査等を実施し、サービスの質の向上に努めていく必要があります。

## イ 実施方法

### 導入施設区分ごとの段階的实施

指定管理者制度、民間委託、または民営化への移行の際は、段階的に移行することが円滑な移行のためには適当と考えます。まず1区域で試行的に実施し、そこで生じた課題を検討し、その後で移行する区域に反映させるなどの対策が必要と思われれます。

### ガイドラインの作成

児童センター及び学童保育所の指定管理者制度導入、民間委託又は民営化(民間移管)にあたっては、保護者へ十分な説明を行うとともに、以下の項目を主な内容とした移管を行う場合の一定の基準、ルールを定めたガイドラインを事前に作成し、公表することが必要と思われれます。

### 指定管理者制度導入又は民間移管する児童センター・学童保育所の考え方

#### < 児童センター >

児童センターについては、5施設全てにおいて指定管理者制度や民間委託への移行を検討することが適当と考えます。

#### < 学童保育所 >

学童保育所については、原則として児童センターと併せて指定管理者制度や民間委託への移行を検討することが必要と考えますが、保育園の中にある学童保育所については、保育園の民営化に併せた民営化を検討することが望ましいと考えます。

### 移管先の運営主体の考え方

運営事業者の選定につきましては、既に指定管理者制度の導入を行っている他市の先進事例等を検討する中で、社会福祉法人以外の団体についても、事業者としての検討を進める必要があります。

### 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、佐倉市指定管理者審査委員会に諮り、その意見を踏まえたうえで事業者を決定することになりになりますが、オブザーバーとして有識者や保育関係者などを参加させることにより、専門的な見地からの検討も踏まえて適正な事業者の選定に努める必要があります。

また、民営化する学童保育所については、保育園の民営化に合わせ、有識者保育関係者などで構成する選定委員会を設置し、学童保育所の運営方針や、障害児保育や多様な保育サービスの提供を含む保育内容等の考え方などを、総合的な観点から質の高い事業者を選定することが必要です。

### **募集方法**

指定管理者制度の導入、民間委託又は民営化に当たっての事業者の募集については、公募により事業者を選定することが適当と考えます。

### **指定期間について**

児童センター及び学童保育所は、事業の性質上、指定期間（民間委託の場合は委託業務の期間）はできるだけ長くする必要があります。

### **円滑な引き継ぎ**

子どもたちの安全と安心を最優先に考え、十分な引き継ぎ期間を確保し、円滑な移行に努める必要があります。

### **周知期間の確保**

#### **<児童センター>**

利用者が混乱することがないように十分な周知期間を確保し、周知を図ることが必要です。

#### **<学童保育所>**

指定管理者制度や民間委託を導入する学童保育所については、十分な周知期間を確保し、保護者や市民への周知を図ることが必要です。

また、民営化する学童保育所についても、民間移管実施まで十分な期間を確保し、保護者や市民への周知を図ることが必要です。

### **移管後の市の役割・責任**

民間事業者の運営に移行した後の施設運営や事業内容に問題があるときは、市が責任を持って調査、指導、是正、勧告をする必要があります。

また、学童保育所については、一定期間、保護者、事業者及び市が定期的に話し合いを続け、育成内容を確認する必要があります。

# 佐倉市立保育園等の在り方検討会

## 検討内容とりまとめ

平成22年10月



## 目 次

検討の趣旨	1
保育園の現状と課題	3
1 待機児童の増加傾向	4
2 保育ニーズの多様化	5
3 地域の「育児力」の低下	6
4 保育業務の高度化	6
5 施設整備費・運営費の状況	7
6 保育園の運営費	8
7 職員配置	11
8 公立保育園と民間保育園の比較	12
保育施策の方向	14
1 保育需要に対応した児童受入枠の確保	14
2 多様な保育サービスの充実	15
3 地域の子育て支援の充実	17
4 保育の質の向上	17
5 保育環境の改善	19
6 効率的な運営	20
公立保育園の在り方	21
1 公立保育園民営化に係る他団体の状況等	21
2 国の保育制度改革等	23
3 今後の公立保育園の役割	24
ア 障害児保育等の推進	24
イ 保育サービス供給のセーフティ・ネット	24
ウ 子育て相談・支援機能の強化	25
エ 地域の子育てネットワークの強化	25
オ 保育内容に関する調査研究	25

4	公立保育園の民営化（民間移管）	26
ア	民間移管の基本的な考え方	27
イ	実施方法	27
	児童センターの現状と課題	30
1	児童センターとは	30
2	利用者の推移	31
3	事業内容	31
4	施設概要・事業費の状況	32
5	職員配置	33
6	今後の課題	34
	学童保育所の現状と課題	35
1	学童保育所とは	35
2	運営形態	35
3	佐倉市学童保育所の成り立ち	36
4	入所児童数の推移	36
5	学童保育所の開所・閉所時間	37
6	施設の状況	38
7	学童保育所の施設運営状況	39
8	学童保育所の運営費	41
9	児童インストラクターの配置状況	42
10	今後の課題	43

## 検討の趣旨

少子化の進行は、我が国の将来を担う子どもたちの健やかな成長を阻害するばかりでなく、社会・経済構造全体に大きな影響をもたらすことが懸念されており、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりや子育て支援策の充実は、緊急の課題となっている。

こうした状況の下、国では少子化の流れを変えるため、子育て支援を国・地方公共団体・事業者・国民の責務とし、地域における子育て支援、親子の健康確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した住環境の確保、仕事と家庭の両立等を目標とする、「少子化社会対策基本法」が制定され、それとともに政府・地方公共団体・企業が一体となって、国の基本政策として次世代育成支援を進め、家庭や地域社会における子育て機能の再生を実現するため、「次世代育成支援対策推進法」を、平成15年に制定した。

本市においても、「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。」という同法の基本理念を踏まえ、平成16年3月に「佐倉市次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。

本計画は、(手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子)を基本理念とし、「子どもが楽しくなるまち」、「子育てが楽しいまち」、「子どもと子育てにやさしいまち」を3つの基本方針として、安心して子供を生み育てることができる環境づくりを目指し、着実な計画の推進を図っているところである。

保育の分野においては、核家族化の進行や女性の社会進出、保護者の雇用・就労形態の変化等により、保育に対するニーズが増大かつ多様化してきている。このため、保育園入園希望者の増加とともに待機児童が増加してきている。待機児童の解消を図るため、既設保育園の定員拡大や新設保育園を設置するなどの対応が求められている。

一方、本市の財政状況は依然として厳しい状況にあり、歳入面では市税をはじめとする自主財源の伸び悩み、歳出面では扶助費、公債費などの義務的な経費の増加で硬直化の傾向にある。

加えて、三位一体改革により、平成16年度に公立保育園の運営費が(一般財源化)、平成17年度には公立保育園に係る延長保育基本分、平成18年度には公立保育園に係る次世代育成支援対策施設整備交付金が一般財源化された。これにより、自治体の裁量が拡大され、独自性がより発揮できる状況となったが、それに伴い財源の効率的かつ効果的な活用が従来にも増して求められることとなった。

また、国による構造改革が進む中で、規制緩和により保育園への株式会社等の参入や公立保育園の民間委託等の促進など、「官」から「民」への大きな流れにより、保育を取り巻く状況が大きく変化している。

本市では、「佐倉市行財政運営方針」において、「持続可能な財政運営を図るためには、確保できる歳入規模に見合った歳出構造への転換が必要であり、限られた人材

### 【資料3】

と財源の中で充実した行政サービスを提供していくためには、民間の柔軟で多彩は発想を積極的に取り入れていく経営的視点をもった行財政運営が求められている。」

さらに、「公共施設運営の合理化」が求められ、保育園の民営化も検討事項としている。

この「市立保育園のあり方」は、増大かつ多様化する保育ニーズなどに対し、公立保育園の位置付けや機能について見直しを図ることにより、公民の特質を活かした効率的・効果的な施策展開を図るため、検討するものである。

## 保育園の現状と課題

平成20年4月1日現在、保育園は公立8園、民間8園、合計16の保育園において、保育の実施をしている。

本市の保育園は、都市開発による人口の急増に伴い、昭和40年代から50年代前半にかけてその大半が建設されている。近年、本市の人口は17万5千人前後で推移している。少子化の傾向は佐倉市でも顕著に見られ、子どもの数は減少している。しかし、保育需要は増加の傾向を示している。平成に入り、公立保育園4園、民間保育園2園での建物の建て替えや、民間保育園4園が新たに開設される等、保育需要の増加に対応すべく、施設の整備を進めてきた。

表1 - 1 佐倉市の人口の推移 各年3月末現在

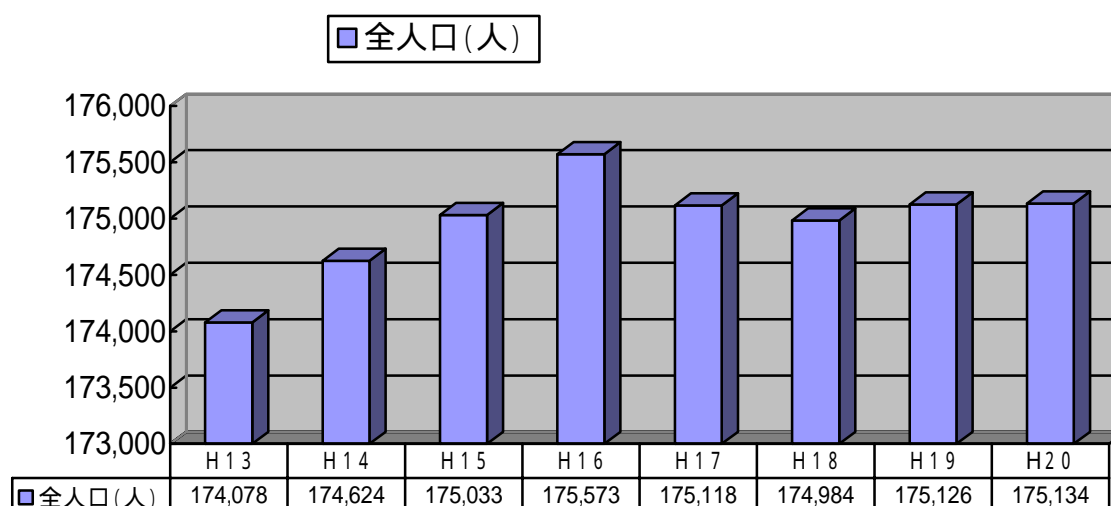
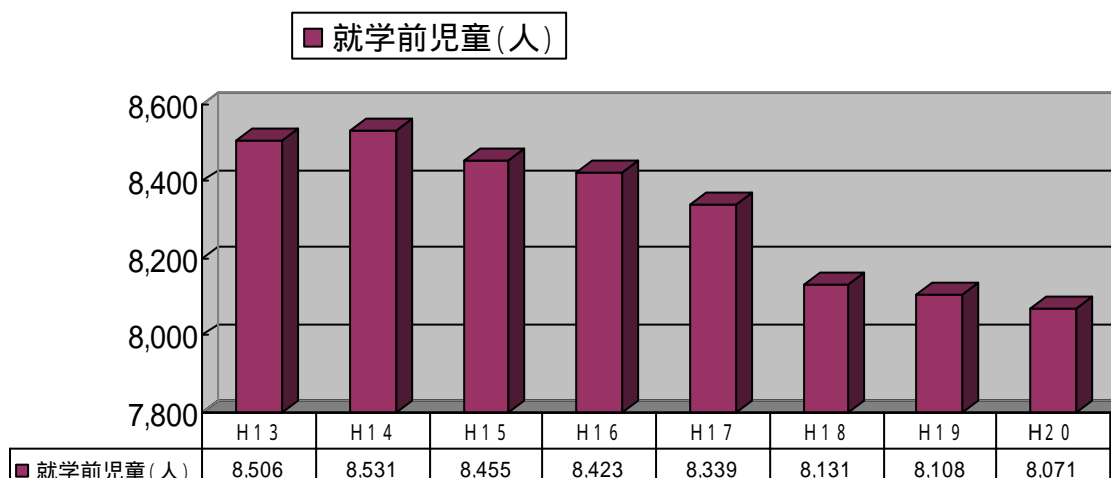


表1 - 2 佐倉市の就学前児童人口の推移 各年3月末現在



## 1 待機児童の増加傾向

### 現 状

少子化が進む中で、核家族化の進行や女性の社会進出の機会が増大し、保育園への入所を希望する児童は増加してきた。本市では平成13年度以降、民間保育園4園の新設等により児童の受け入れ枠の拡大を図ってきたところであるが、依然として多くの待機児童が発生している。

平成20年4月には、定員1,402人のところ、入所人員の弾力化(注:1)の活用により、1,413人の児童が入園することができたものの、なお25人の待機児童を数える。

また、平成21年3月には、上記同様、定員1,402人のところ、1,567名の入所となっているが、待機児童は167名と増加している。

(注:1)弾力化:待機児童解消を図るため、一定の範囲内で定員の枠を超えて児童の受け入れを可能とする制度。

(平成10年2月13日 厚生省通知)

表2-1 佐倉市の保育園待機児童数の推移

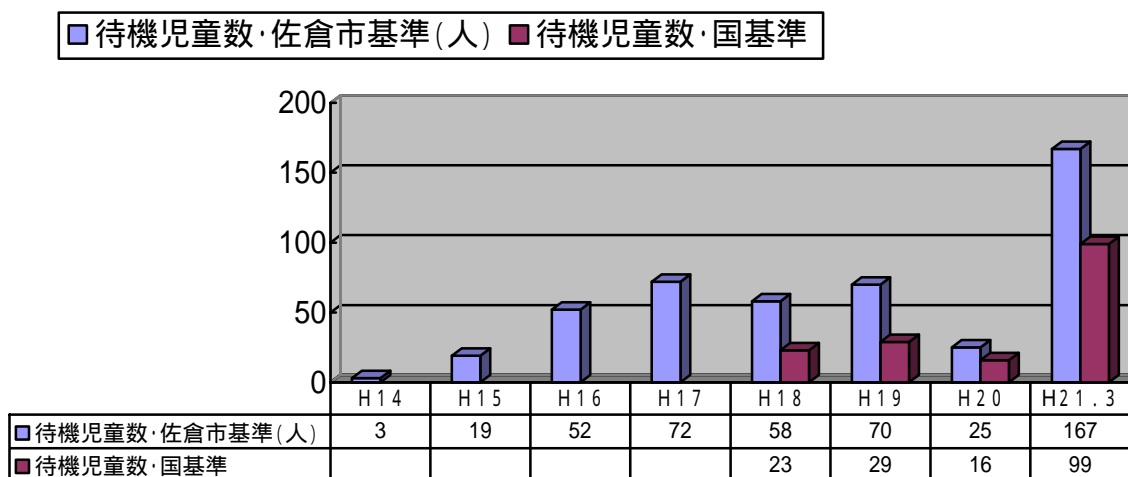
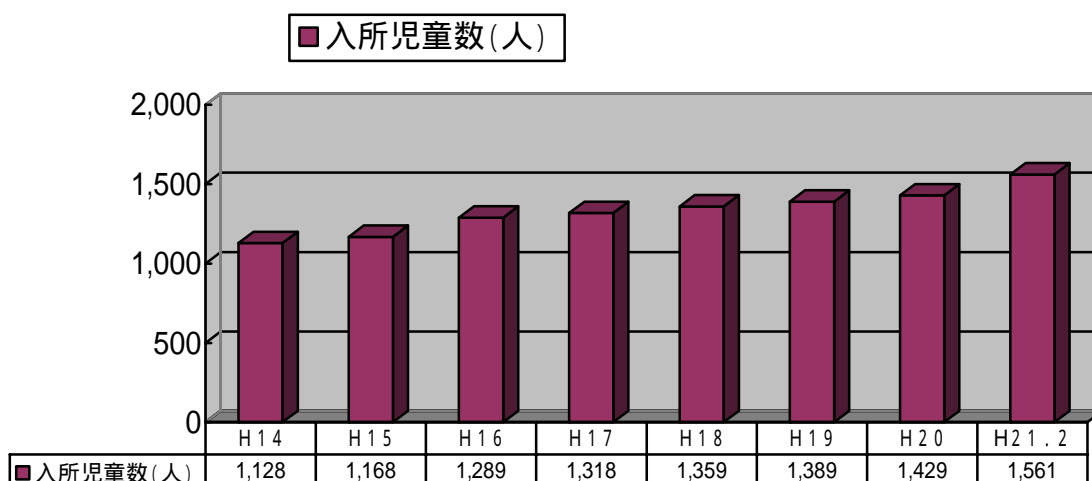


表2 - 2 佐倉市の保育園入所児童数の推移



## 課題

経済状況の変化や、中心市街地におけるマンション建設、市街地周辺の宅地開発の計画がある。また、核家族化の進行と共働き世帯の増加により、保育園への入園を希望する児童は、今後も高い水準で推移するものと思われ、計画的に待機児童の解消に努める必要がある。

## 2 保育ニーズの多様化

## 現状

女性の就労機会の増大や保護者の雇用・就労形態の変化、そして子育てに対する意識の変化等により保護者の保育に対するニーズも多様化している。

平成20年度の保育サービスの実施状況について見ると、延長保育については、希望者は依然増加傾向にあり、16園のうち9園が19時まで、5園が20時まで実施している。

障害児保育については、すべての保育園で受け入れ可能であるが、延長保育と同様に希望者は増加傾向にある。

表3 平成20年度 保育サービスの実施状況・（ ）内、受入数

	保育園数	延長保育 (19時まで)	延長保育 (20時まで)	一時保育	産休明け保育	障害児保育
公立	8施設	4施設 (352)	4施設	2施設 (3,345)	4施設(15)	8施設(35)

民間	8 施設	5 施設	1 施設	3 施設 (1,630)	3 施設(11)	8 施設(12)
----	------	------	------	-----------------	----------	----------

### 課 題

今後も官民一体となって、サービスのより一層の充実を図ることが必要である。しかしながら、公立保育園は公共の立場から保育サービスを広く均等に提供することを求められがちであり、その面における優位性はあるものの、ニーズに対する即応性や地域性においては十分とはいえない。急激に変化する社会経済情勢の中で、柔軟にニーズへの対応ができる民間保育園の果たす役割は、従来にもまして大きなものがある。特に、病児・病後児保育、休日保育、夜間保育、認可外保育所への支援等が大きな課題となっている。

## 3 地域の「育児力」の低下

### 現 状

近年の核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化は、家庭や地域が持っている「育児力」の低下を招いており、身近に相談相手がいないなどの理由から孤立し、子育てに関する悩みや不安、ストレスを抱えている母親が多くなっている。

### 課 題

保育園は保育の実施のみならず、地域における子育て支援の役割を担うことが求められており、その旨児童福祉法（注：2）においても規定されている。そこで、子育て中の家庭やこれから親となる人に対して、日常の保育によって培われた知識、経験を活かし、地域における身近な児童福祉施設として子育て支援に積極的に関わっていく必要がある。

（注：2）児童福祉法第48条の3「保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。」

## 4 保育業務の高度化

### 現 状



時代の要請によって、保育サービスの多様化や地域における子育て支援の強化や食育の推進など、保育園の行う業務が多岐かつ高度化しており、それに的確に対応するため、保育の質を確保する取組みが求められている。また、保育ルームの拡充や認定こども園制度の施行などにより、利用者の選択の幅が広がる中、平成18年度から千葉県においても福祉サービスの第三者評価制度が始まり、事業者が行うサービスの質の向上や利用者がサービスを選択するための情報が増えることが期待されている。保育園も対象施設となっており、今後、サービスの質に対する注目が高まると予想される。

## 課題

こうした中、保育園は、仕事と家庭の両立支援と地域における子育て支援の中核施設として、さらに保育の質を向上させ、保育ニーズに的確に対応していく必要がある。

## 5 施設整備費・運営費の状況

### (1) 施設整備費

## 現状

本市の保育園は、その大半が「第2次ベビーブーム」期を挟んだ昭和40年代から50年代前半にかけて建設されており、昭和56年建築基準法改正以後、いくつかの施設で改修が行われているが、改修が行われずに、築後30年を経過した施設が16施設中4施設(公立4施設{佐倉保育園・佐倉東保育園・南志津保育園・馬渡保育園})存在し、中には耐震性に問題を有する施設もある。安全で快適な保育環境を図るため、随時改修を行ってきたが、一部の施設では部分的な改修では対応できず、全面改築等の抜本的な対応が求められている。

表4 佐倉市の保育園の開園時期(増改築を含む)

地区	保育園名	開園時期	現建物開園時期
佐倉地区	佐倉保育園	S28.5.1	S48(開設)
	佐倉東保育園	S53.4.1	S52(開設)
	にじいろ保育園佐倉(私立)	H20.4.1	H20(開設)
臼井・千代田地区	臼井保育園	S43.4.1	H7(建て替え)
	すみれ保育園(私立)	S48.4.1	H13(増改築)

【資料3】

	青葉保育園（私立）	S 5 5 . 4 . 1	S 5 4（開設）
	第二青葉保育園（私立）	H 1 5 . 3 . 1	H 1 4（開設）
志津地区	志津保育園	S 4 5 . 4 . 1	H 4（移転・建替）
	北志津保育園	S 4 8 . 4 . 1	H 1 0（建替）
	南志津保育園	S 5 0 . 4 . 1	S 4 9（開設）
	みくに保育園（私立）	S 5 2 . 4 . 1	S 5 1（開設）
	光の子保育園（私立）	S 5 5 . 4 . 1	H 7（増改築）
	ユーカリハローキッズ	H 1 6 . 4 . 1	H 1 9（増築）
	マミーズハンドさくら（私立）	H 1 7 . 9 . 1	H 1 7（開設）
根郷地区	根郷保育園	S 4 6 . 4 . 1	H 4（移転・建替）
	馬渡保育園	S 5 0 . 4 . 1	S 2 2（開設）

課 題

厳しい財政状況の中で、多額の資金を要する改築を対象施設に対し、短期間に集中して行うのは非常に困難なことである。特に、公立保育園にあっては平成18年度から施設整備に係る次世代育成支援対策施設整備交付金が一般財源化されるなど、今まで以上に財源措置が困難な状況であるため、民間の資金、活力を積極的かつ計画的に活用する。

## 6 保育園の運営費

保育園を運営する経費は、国及び県からの負担金・補助金、保護者から徴収する保育料と市の一般財源で構成されている。

保育園の運営費は、平成19年度決算額（一時保育や延長保育、子育て支援拠点事業等の特別事業費を含む）では、16億6,669万円であり、その内訳は国庫支出金1億6,116万円、県支出金1億1,279万円、保育料保護者負担金等4億2,942万円、市の一般財源9億6,332万円となっている。

公立保育園の運営費国庫負担金は、平成16年度から一般財源化され、更に、特別保育事業費等の国、県補助金も年々削減傾向にある。平成15年度においては、国庫支出金2億4,739万円、県支出金1億9,922万円と保育園経費決算額16億185万円の27.9%を占めていたのに対し、平成16年度以降の国・県支出金は、

【資料3】

経費全体額の15%前後の割合となり、金額にして約1億5,700万円が市の負担増となっている。

公立保育園と民間保育園の決算額に占める一般財源の割合は、平成19年度実績で公立43.7%、民間14.1%と公立保育園にかかる市の負担は増加し、今後ますます公立保育園への市の負担は増大するものと思われる。

表5-1 公立保育園関係経費・決算額

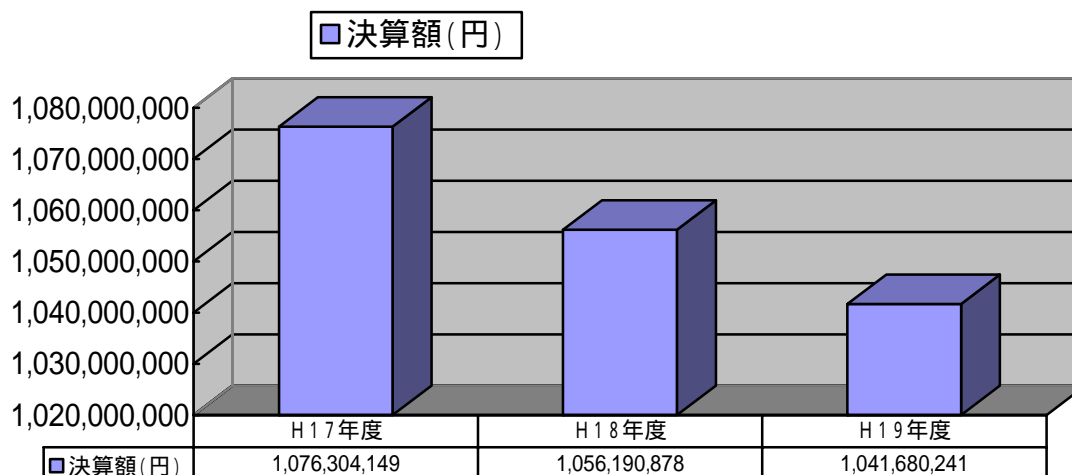


表5-2 公立保育園関係経費・1園あたり平均

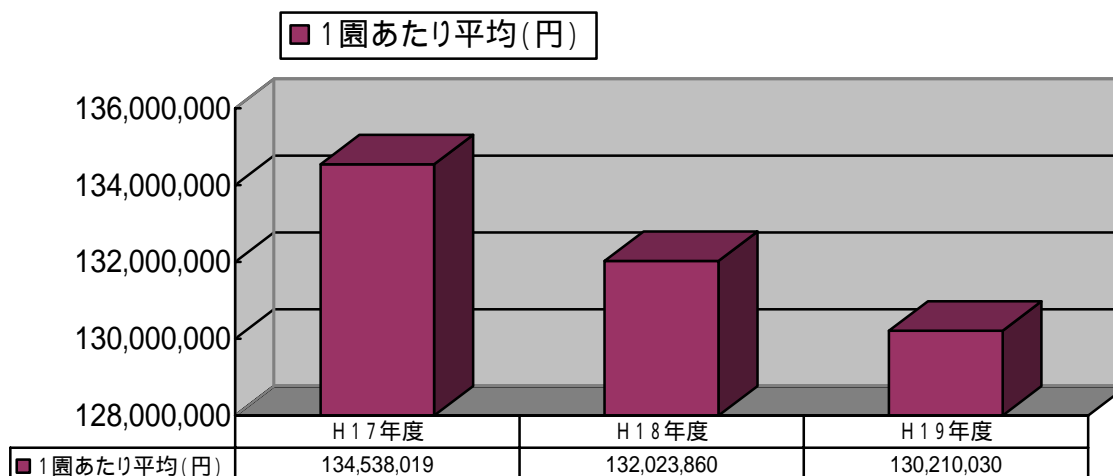


表5 - 3 公立保育園関係経費（財源内訳・一般財源）

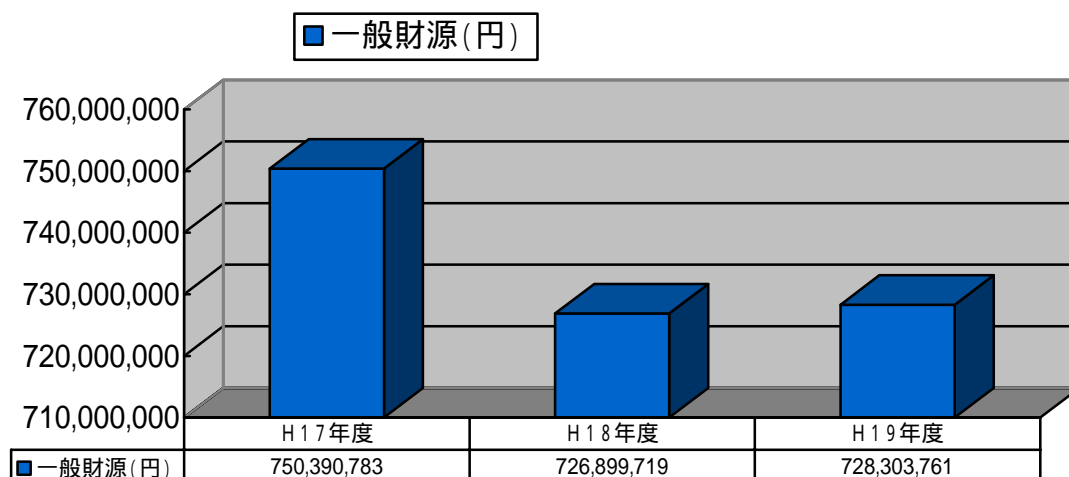


表5 - 4 公立保育園関係経費（財源内訳・国庫支出金）

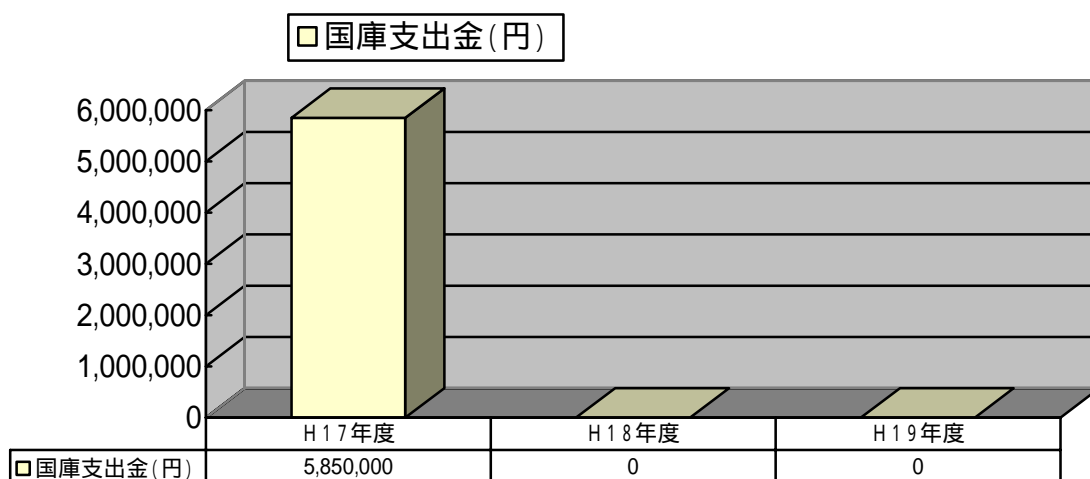


表5 - 5 公立保育園関係経費（財源内訳・県支出金）

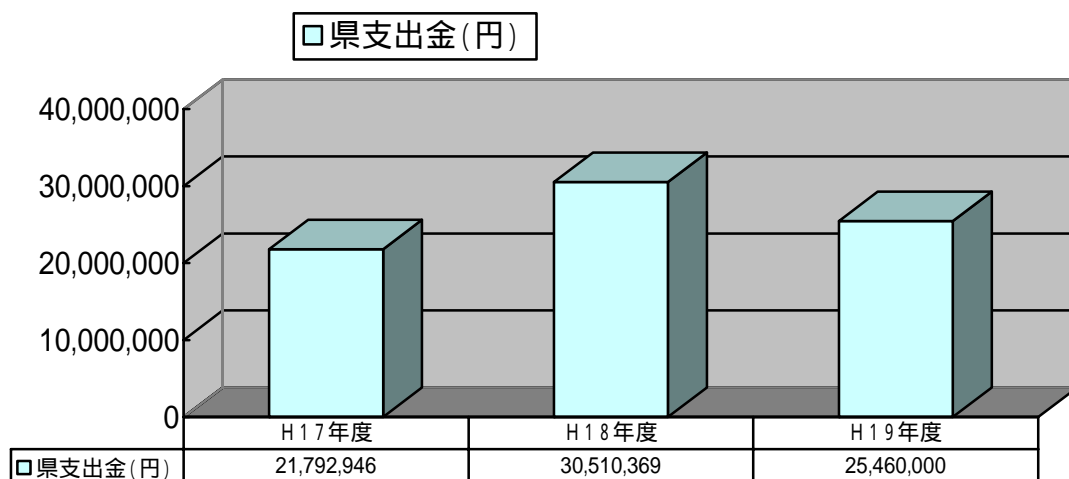
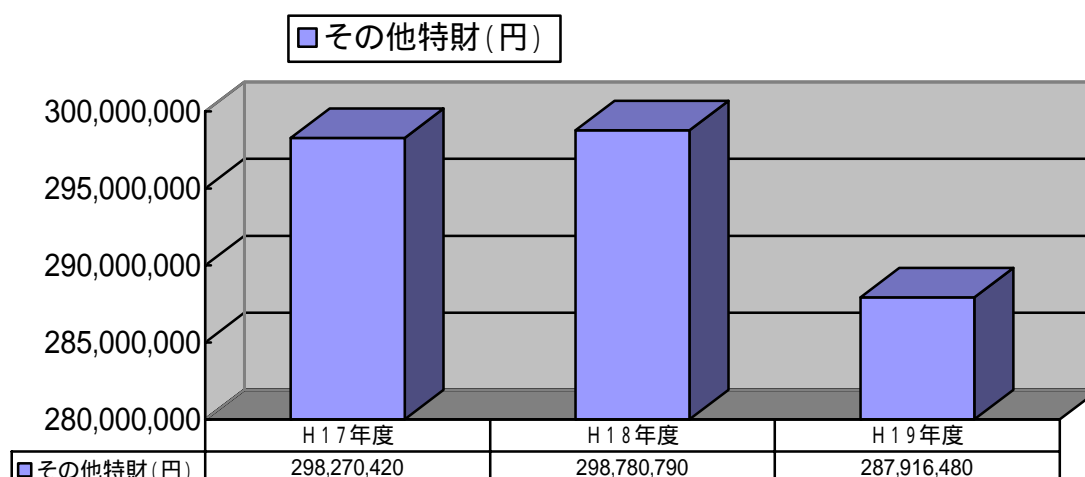


表5 - 6 公立保育園関係経費（財源内訳・その他特財）



## 7 職員配置

慢性的な職員不足が実態であり、正規職員の不足を臨時職員等で補っている状況である。しかし、多数の臨時職員等が必要となり、人材確保に苦慮している。

また、保育園では保育事業のほか、地域子育て支援事業などを実施しており、安定した保育、子育て中の保護者への支援のためには、適正な職員の配置が課題となっている。

表6 - 1 公立保育園保育士数の推移

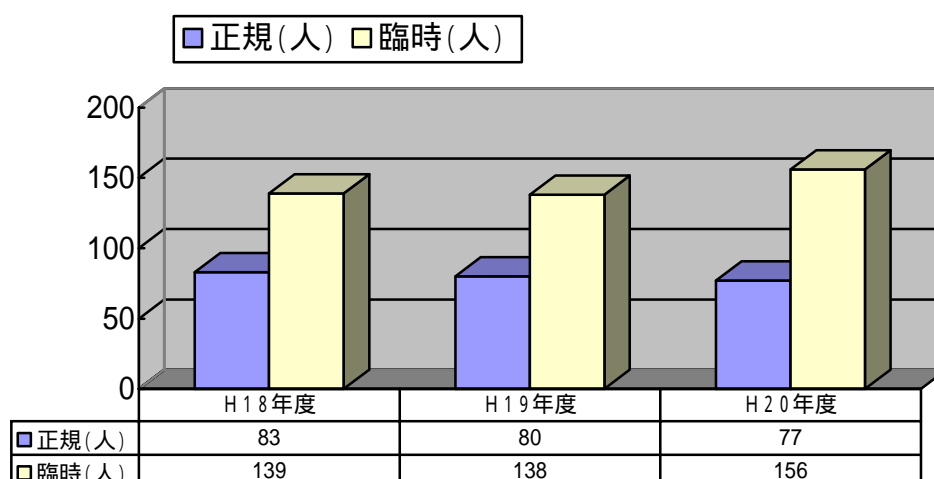
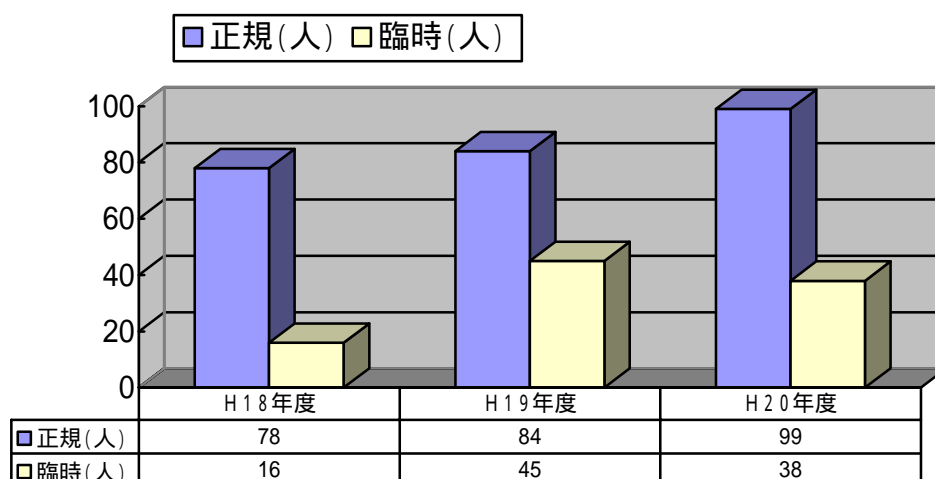


表6-2 民間保育園保育士数の推移



## 8 公立保育園と民間保育園の比較

### (1) 保育士の平均年齢等の公立・民間別比較（平成21年4月1日基準）

公立保育園の保育士の平均勤続年数が、民間保育園と比べて長くなっています。これは公立保育園保育士の勤続年数の長期化や採用抑制などの要因によるものです。また、民間保育園保育士の勤続年数については、開設年が新しい園が含まれていることも影響していると考えられます。

保育士の経験年数が必ずしも保育の質に直結するものではありませんが、経験年数の長い保育士が多いことが、公立保育園の特性です。

区 分		平均年齢	平均勤続年数	平均給与
佐倉市公立	保育士（園長含む）	39.6歳	18.0年	380,792円
佐倉市民間	保育士等（園長、 <u>栄養士等含む</u> ）	35.6歳	4.1年	194,548円
全国平均	保育士（10～99人規模）	33.9歳	8.1年	215,400円

全国平均のデータについては、平成20年賃金構造基本統計調査による。

### (2) 正規職員と臨時職員の公立・民間別比較

公立保育園の正規職員と臨時職員の実人数比率が、民間保育園と比べて、正規職員の比率が低くなっています。これは、市の集中改革プランの策定にあわせて改定しました第2次定員適正化計画に基づき、将来的にも持続可能な行財政運営を見据えた体制とするため、保育園職員に関わらず正規職員の縮減を行っているためです。

詳細は、資料 のとおり

(3) 保育園関係職員の勤務状況の公立・民間別比較

公立保育園については、上記(2)の理由による正規職員の補充や、育児短時間勤務制度(1日または週の勤務時間を短縮することができる制度)を利用する職員の補充のための臨時職員が多く、1日のうち、勤務の交代回数が、民間保育園と比べて多くなる傾向があります。

詳細は、資料のとおり (公立1-1)、(公立1-2)、(公立1-3)  
(民間)

(4) 保育園関係職員の研修に関する公立・民間別比較

公立保育園については、市の人事担当主催研修のほか、年間研修計画に基づき、各種研修機関への派遣、市子育て支援課企画研修を実施しています。なお、この企画研修のうち一部の研修においては、民間保育園の職員も参加しています。

詳細は、資料のとおり (公立1)、(公立2)、(公立3)、(民間)

(5) 保育内容の公立・民間別比較(標準的な一日の保育、年間行事等)

公立保育園は、市の直営施設として、いずれの保育園においても同一のマニュアル等に基づいて、一定水準の均一な保育サービスを提供しています。一方、民間保育園においては、各園の運営方針に基づき、独自のプログラムにより運営されています。

詳細は、資料のとおり (公立1-1)、(公立1-2)、(民間)ア~キ

(6) 保育園経費の公立・民間別比較

平成20年度決算による園児一人当たりにより要した経費について、一般的には、公立保育園のほうがコストが高いと言われていますが、佐倉市の公立保育園は、94,338円となり、民間保育園では、102,380円となっています。

これは、前述の臨時職員の比率が高いこと等によるものです。

詳細は、資料のとおり A、B

## 保育施策の方向

### 1 保育需要に対応した児童受入枠の確保

#### 提 言 案

保育園入園待機児童の解消と、入所人員の弾力化の運用による定員超過入園や兄弟姉妹が同じ保育園に入園できない状況の改善を図るため、地域の保育需要に応じ、保育園整備や定員増を行い、児童受入枠の拡充を図る必要があります。

厳しい財政状況の中で、こうした児童受入枠の拡充に当たっては、限られた財源を有効に活用する必要があることから、公立保育園と比較し効率的な運営が可能である民間保育園を主体として進めるものとし、地域的な状況等により民間保育園による対応が困難な場合には、公立保育園において対応するものとします。

また、通常規模の認可保育園の設置だけではなく、小規模保育園、保育園分園などの取組みも検討する必要があります。

#### 委員の主な意見

・保育園だけの問題として考えるのではなく、幼稚園には空きがあるので、既存施設の活用等により、待機児童が解消できるのではないかと、また財政面でも緩和できるのではないかと。

・認定子ども園について、引き続き検討していくべきと思う。

・公募による小規模保育所の取組みも必要ではないかと。

・待機児童増加のため、定員の弾力運用を恒常的に運用することは、付帯設備（給食設備、下駄箱、ロッカー）に支障をきたすことになるので、暫定措置とすべきではないかと。

・100名以上の待機児童がいる。待機児童を今後、どうするかが課題である。ニーズ調査でも見られるように預けられる場所があれば働きたいという方たちの受け皿というのも含めながら、考えなければならない。公立保育園だけでは、対応できるものではなく大変難しい問題である。受け入れ枠の確保が現状では必要である。その前に、公立保育園はどうするのか、民間保育園をどうするのかも考えなければならないとなっている。



## 2 多様な保育サービスの充実

### 提 言 案

多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、現在実施している事業を今後も公立・民間が一体となって、更に充実させるとともに、時代に即応した新たな事業の展開を図ることが必要です。

また、現在実施していない、病児・病後児保育、休日保育、夜間保育、~~認可外保  
育所への支援~~等新たな保育サービスの推進を図ることが大切です。

なお、これらを推進するに当たっては、子育ての視点を十分配慮することも必要です。

### 委員の主な意見

・延長保育について、保育園を利用する立場からすると、もう少し長く保育してほしい。定時の10分前に早く帰るだけで民間会社では半日休みとなってしまふ。

・夜の8時以降を民間に委託できないか。よく、職員の方が朝番と遅番があり、子どもにとって職員が入れ替わるのはよくないというのが意外に子どもは、受け入れていて気にしていない。昼は公立、夜は民間というように24時間の施設があってもよいと思う。

・保育園が駅前にあれば、便が良いと思う。新たな保育園を考えるのではなく、市の既存の施設の入れ替えでも良いと思う。

・延長保育を遅くまで利用している人の、親子の関わりをいつしているのか心配です。家に帰って、急いで夕食をとって、お風呂に入って、また、朝早くに保育園に預けるというのを繰り返して、親子の関わりはどうなのかなと思います。保育ニーズの多様化は、本来の子育てとは違うのではないかなと思います。

・就労形態の多様化ということを考えますと、ずっと預けるのではなくシフトのこともあると思います。昼間は家にいるが、夜、勤めに行く方もいると思います。

・子育てという、大問題ではありますが就労形態の多様化などにより、保育サービスも考える必要があります。

・病児・病後児保育については、千葉市に何か所かあり、利用者からとても助かっているという声を聞きます。

・認可外保育所についての支援についても考える必要があると思います。

・多様な保育サービスの充実ということは、その人の人生観に関わってくることで、簡単には言えないと思います。今の考え方は、子育て支援という発想だと思います。子育てをしている人たちを支援しようという保護者に向けての支援策です。病児・病後児保育、一時保育、夜間保育、認可外保育所も保護者に向けての支援策をどうしようかというのを考えているわけです。

・子どもの育ちを支援するというのが必要だと思います。子どもの立場で誰かが発言しなければならない。病気の時まで、子どもを預けるというのはどうかと思います。もちろん、子どもが病気の時でも仕事をしないといけないというのわかりますので、必要だとは思いますが、子どもの気持ちを守ってあげる視点というのも大切であると思います。

・子どもが朝、具合が悪いけど会社は休めない。とりあえず保育園に預け、保育園から会社に連絡してくださいという保護者もいます。保育園から電話をもらえば休めると言うのです。そういうことが多くなってきました。

・子どもの利益というのが、保護者からでてくれればいいのですが、保育園側からは言えない。その子が今、どこにいるのが幸せかと考えて、この親に育てられるのなら、保育園のほうが幸せではないかと思い、今まで現場でやってきました。本題からずれますが、そういう子どもたちを保育園で預かった場合、どうするのかっていうのを考え、何十年も悩んで保育をしてきました。

・最初のエンゼルプランの原点にかえて考えたら、また違っていたと思います。エンゼルプランは、子どもにとっての、保護者にとっての、働く側にとっての、すべての人たちの環境作りだったと思います。今は、原点が段々とぼやけてきて、子育て支援ということで何が中心になってきているのかがわからなくなっていると思います。

・子どもの利益ということが原点にないといけないのですが、忘れがちになってしまっているのが現実であろうと思います。子どもだけでなく、大人だけでもない両者が最も幸せになれるところはどこかということ、我々は検討しなければいけない。そういった意味で非常に多様なニーズがあり、一刻も猶予ならないという一面とゆっくりによい一面があり、猶予ならない一面を早く解決しなければなりません。

### 3 地域の子育て支援の充実

#### 提 言 案

地域の子育て支援として、保育園に入所していない児童とその保護者に対しても、弱体化した地域の子育て機能を補完するために、地域の最も身近な児童福祉施設として、保育園が地域の子育て拠点の役割を担うことが重要です。

#### 委員の主な意見

- ・新たに市の施設を建設する際には、保育園、児童センター、学童保育所、ヤングプラザ、公民館、市民カレッジ等が入る複合施設とすれば、幼稚園の時代から、小学校、高校、大人、シニアの世代で、お互いに顔なじみになるし、やっていることにも気づく。つながりができる環境をつくるとよいと考えます。
- ・保育園の子育て支援については、不審者対応のため、入口が閉まっており利用しにくいとの意見がある。今後建設する際には、入口を別にするなど検討してほしい。
- ・地域の子育て支援の充実というのは、これからの保育園が持たないといけないもう一つの顔だろうと思います。
- ・古い言い方をすれば、井戸端会議で子どもの話とかしていたのがなくなっていき、そして公園デビューしていたのが今では、公園デビューすること自体が難しくなっていることもありますし、子育てというノウハウを伝えないといけないと思います。現在は、保育園、近い幼稚園などになっています。そういった中で、みんなで育てる、みんなで見守っていくという確認はしておかなければならないのではと思います。

### 4 保育の質の向上

#### 提 言 案

より質の高い保育を実現するために、職員の知識及び技能の習得・向上を図るための研修体制を強化するとともに、保育ニーズの的確な把握と保育サービスの適正な評価を実施するための情報収集や第三者評価の導入に向けた体制の整備を図ることが必要です。

#### 委員の主な意見

### 【資料3】

・公立保育園については、保育指針に基づき保育をしていただければ良いと思う。いろいろな、習い事を聞くと限りがない。その辺は、民間保育園のほうに任せて、そういう住み分けが必要だと思う。

・世間に注目されているような民間保育園と同じように公立ができるかという点と難しいと思います。研修も必要ですが保育時間に保育士を派遣しての研修は難しい。保育士の人員に余裕があればよいが余裕がない。

・学生は、授業で事例を挙げながら勉強しているのですが、現場に実習に行きますと授業と違うと言われることがあります。実習に行って、授業で学んだ内容が、実際の保育の現場でなされているか考えることが重要で、やはり現場の事例での把握が必要なことだと思います。

・臨時保育士が多く、正規の保育士が責任を負うことが多くなって負担が増えています。保育の質の向上から考えてもどうにかできないのでしょうか。

・臨時職員の増加が保育の質に影響するのではという意見が出ましたがどうでしょうか。

・保育士自身による自己評価が重要で研修も大切なのですが、自分の足元から見つめなおすことを現場でもやっていくことが必要です。

・正規の職員より、臨時の職員のほうがよくしてくれているように感じます。親から見れば、臨時の職員もすばらしいと思っています。正規の先生と臨時の先生をわけてしまっているので、臨時の先生のほうが低く見えてしまう。あえて、わける必要はないのでは。保育園で臨時の先生とかわけているからそのように見えてしまう。そして、誤解が生まれているのではないのでしょうか。

・私の子どもが通っている保育園でも、臨時の先生でもよくしてくれています。

・この表（県内各市公立保育園における正規、臨時保育士配置数）では、低いほうだからダメなほうであると思いきやこんでしまっているのかもしれない。逆に浦安市では、最高の保育をしているのかという提言もできると思います。どうしても正規職員は、いい保育をして、臨時職員は、質も低いであろうと思いきやこみで発言しているように感じます。今の委員の2つの保育園を考えても、そういうことが言えるのではないかと思います。臨時職員だからと差別化することはよくない。貴重な意見だと思います。子どもにとっては、臨時職員でも楽しく遊んでいただけたら、正規だろうが臨時職員だろうが関係ないわけです。自分と最高の時間を過ごしてくれる先生が一番いいので

すから、私たちはいつの間にか正規が良くて、臨時はダメという罫にかかってしまったのかなと思います。

・委員の話によると佐倉市の場合は、正規職員も臨時職員も差はないことがわかりました。利用者のニーズにどれだけ応えられるかが必要だと思います。

・第三者評価ということで、費用もかかりますが、外部から違う視点で佐倉市全体の評価を受けることもよいと思います。

## 5 保育環境の改善

### 提 言 案

限られた財源のなかで、計画的な施設の維持管理及び老朽化した施設の改築を進めるとともに、定員超過入園の改善を図り、児童に対してより良い保育環境の提供が必要です。

### 委員の主な意見

・担当の方の責任とかではなく、公的な建物の維持管理を、どの様に進めていくかという発想が必要だと思います。新築マンションが建つと必ず、管理費や積立金などがあり、長期の維持管理計画がどこでもあります。

・この間、保育園を見させていただいたときに、まったく手をつけていない状態も拝見させていただきました。予算がないから、財政が厳しいからとかいうわけですが、予算や財政という前に、建物をどうやって維持管理していくかというマネジメントという大事なことはないかと思います。

・臼井保育園の建て替えの時は、7千万もかけて仮設の保育園を建てて、1年経ったら取り壊すというような発想は、私にはできない。7千万もあったら、新しい保育園を造ろうと思います。あるものはできるだけ大切に長く大切に使い、床を張り替えるなり、天井を張り替えるなりして、長く大事に使ったらどうであろうかという提案です。

・建て替えるのであれば、現場の保育士の意見も取り入れて造る必要があります。

### 【資料3】

・昭和40年代から平成まで、様々な施設がありますが、広い範囲で全面的に行うつもりなのか、或いは、ここ2、3年の動きで佐倉市の施策がどのようになっているのか、その辺のスタンスをお聞きしたい。

## 6 効率的な運営

### 提 言 案

本市の厳しい財政状況の中で、より一層の保育サービスの充実を図るため、効率的な保育園運営に努めるとともに、その推進に当たっては、限られた財源を最大限に活用するため、民間活力の積極的な活用を図ることが必要です。

### 委員の主な意見

・公立保育園の、1園あたりの関係経費のグラフですが、平成19年度で約1億3000万円という数字ですが私立の場合、規模はバラバラですが、大体どのくらいの規模なのか教えていただきたい。

・想定ですが、定員の規模が公立保育園では大きいので、馬渡保育園のように60人定員のところもありますが、100人前後の数で1億3000万円という数字がでてきているのではないかと思います。私も江戸川区や江東区の保育園の理事などもやっていますので、同じくらいのサイズの公立保育園の決算額というのは、大体この程度になっていると思います。60人になりますと、もちろん額も下回ったりしますが妥当な額かなと拝見させていただきました。

## 公立保育園の在り方

より一層の保育サービスの充実に向け、「 保育施策の方向」に基づき施策を推進していきますが、本市の厳しい財政状況の中で着実に実施していくためには、公立・民間保育園のそれぞれの特性を活かしながら、それぞれが適切な役割分担のもとに、公立・民間保育園が協働・連携しながら取り組んでいく必要があります。

### 1 公立保育園民営化に係る他団体の状況等

ア．全国的に、公立保育園は減少傾向にあり、民間保育園は増加傾向にあります。

株式会社が参入できるという規制緩和や公立保育園の建設費が凍結され一般財源化され、公立保育園の運営費まで補助がなくなったという状況の中で、必然的に各自治体は新たな保育園を増やすためには民間保育園が多くなっています。

イ．政令指定都市における民間保育園の設置状況

政令指定都市の中で、公立保育園の割合が5割を超えている都市は4市となっています。ほとんどの都市は民間保育園が主体となっています。

公立保育園の比率が低い都市：

福岡市：168園ある中で公立保育園は17園、民間保育園が151園（公立保育園の占める割合は10%）

公立保育園の比率が高い都市

川崎市で123園中89園が公立、34園が民間（公立保育園が占める割合は、72%）

ウ．千葉県内の公立保育園民営化一覧表

千葉県においても、銚子市、市川市、浦安市、野田市、市川市、松戸市の東葛では盛んに公設民営がなっているが、県南部や印旛管内は少ない状況です。

八千代市では、現在4園民間移管している。土地は無償貸与であり、建物については無償譲渡しています。

#### 委員の主な意見

（委員）：全国的に民営化が進んでおり、民間になると質が下がるようなイメージを持っているので不思議だと思います。何かを変えらるとなると、頭ごなしに反対する人が相当いますので対処が大変だと思いますが、預ける時点でこうなりと伝えていかないと大変なことになるのではないかと思います。



### 【資料3】

(委員)：先ほどの議論で非常勤と正規の先生の話がありましたが、どちらか見抜けないほどよくしていただいています。プロから見ると保育指針から逸脱しているかもしれない部分もあるが、子どもはよく慕っており、可愛がってもらっていて、迎えが遅くなるのを柔軟に対応していただいていることがいい先生のような部分もあるかと思えます。

民間になって、質が悪いということがよくホームページにもでていますが、実はその質の悪さは、今まで見抜けなかった部分の悪さが顕在していると思えます。見た目の華やかなサービスに満足し、本来の保育指針から逸脱していて、子どもが育つ上のエキスになっていないのかもしれない。

(委員)市町村の財政危機から、民営化は必然的なことだと思います。

公立保育園というのは、横の連携が密にあり独自の研修体制などが充実しています。また、トップに立つ人の考え方はありますが、一定のレベルは確保していると思えます。民間の園には、園の文化があってもよいと思えますが、子どもの最善の利益より、外見的に派手なことをやることによって人を集めるという保育園と、子どもにいろいろな経験をさせようとする保育園の差が大きいのではと思えます。

公立保育園でも建て替えをする場合には、財政的に大変ですので民間にお願いするという事は良いと思えます。

そういった際に、公立保育園が拠点的保育園で、横のつながりを持って研修体制を充実させ、質を高めていく必要があると思えます。

民間保育園にそのように呼びかけると、自分の園でやるから結構ですと断られてしまう場合もあるのですが、公立保育園は拠点保育園としてレベルを一定にし、子どもの最善の利益というのを守っていくことが必要だと思います。

(委員)：自分の子どもを通わせている保育園でも保育指針が改定され、今まさに勉強中ということでかなりミーティングをされているのを見て感じているところですが、民間の園でも意識の高い園では、研究しながら試行錯誤されているのではないかなと思います。人が足りないからといい、若いスタッフを集めてきて定着しないで入れ替わっているようなこともあり、そのような研究がどこまで行われているのかと感じます。不安も拭えないとなかなか民営化というのは難しいのではと思えます。

(委員)：質の高い保育をどの様に確保するのかということがまとめられるのかと思えます。事務局の方としてもそのことを書き留めていただきたいと思えます。

もう一点ですが、最初に民営化ありきではないと私は理解しております。中立的な立場で申し上げさせていただきますと、全国的にその様な流れにあることは私も承知しております。

委員の意見のとおり、財政状況から考えても仕方ないのはよくわかりますが、やらなくてはならないことは他にもあるのではという気持ちはあります。

したがって、民営化ありきではないと私は理解しております。

また、在り方検討会ですので、佐倉市の保育園はどのようなビジョンがあるのか、子どもたちにとって何が最善なのかということを考えるのが使命だと思っていますのでよろしくお願いいたします。

## 2 国の保育制度改革等

### 新政権の保育制度改革方針（抜粋）

明日の安心と成長のための緊急経済対策（2009.12.8閣議決定）

幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。

このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

（ア）利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

・利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助制度への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

（イ）イコールフットィングによる株式会社・NPOの参入促進

・株式会社・NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。

・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

（ウ）幼保一体化の推進

・上記制度における新たな給付体制の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）の在り方についても検討し、結論を得る。

### 地方分権改革推進計画（2009.12.15閣議決定）

児童福祉法の最低基準の地方条例化

・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（45条2項）を、条例（設置主体は都道府県、指定都市、中核市）に委任する。・・・関連法案はこの1月に開かれる通常国会に上程され、早ければ、2010年度中に施行される予定

2010年度予算編成過程で、子ども手当の財源のあり方をめぐって、民間保育園向けの保育園運営費の国庫負担金を廃止し、一般財源化して地方負担化する案が政府与党内で浮上

## 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱（2010.6.29 少子化社会対策会議決定）

新システムとは・・・詳細は別添資料

政府の推進体制・財源の一元化

社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担

基礎自治体（市町村）の重視

幼稚園・保育園の一体化

多様な保育サービスの提供

ワーク・ライフ・バランスの実現

### 3 今後の公立保育園の役割

#### 提 言 案

公立保育園はこれまで、延長保育の実施、障害児や特別な配慮を必要とする児童の受入れ、子育て支援などに積極的に取り組み、本市の保育水準の向上に寄与してきました。また、市の直営施設として、保護者のニーズや地域における子育て支援の課題を的確に把握し、保育施策に反映させてきました。

一方、施設面や職員数の制約から、一時預かりを実施している公立保育園は、一部のみとなっています。

また、保育園入園待機児童解消のための入園人員の弾力化の活用による児童受入枠の拡充についても、施設面や職員数の制約から、現状以上の拡大は困難な状況にあります。

こうした公立保育園の特性やこれまで果たしてきた役割及び問題点を踏まえ、今後の保育施策の充実を図るため、民間で十分対応可能なものは民間に委ね、公立保育園は、児童の保育及び保護者等への支援という保育園本来の役割に加え、次に掲げる役割を積極的に担います。

#### ア 障害児保育等の推進

各保育園に、障害児保育等に豊かな経験を有する保育士を配置し、重複障害児など、民間保育園では対応が難しい児童の受け入れを行います。

#### イ 保育サービス供給のセーフティ・ネット

地域性、採算性等の問題により民間では対応が困難な保育サービスについて引き続き公立保育園において実施するとともに、大規模な自然災害、火災など不測の事態により、民間保育園において保育の実施が困難になった場合には公立保育園が対応します。また、子育て支援に積極的な民間保育園とともに、地域の子育て支援の拠点としての役割を担っていきます。

## ウ 子育て相談・支援機能の強化

保育や食育等に関する豊富な知識経験を活用して、子育て相談等に積極的に対応するため、現在実施している「育児相談」や「地域活動」の更なる充実や食育の普及を図るとともに、必要に応じて家庭訪問を行います。

また、行政機関の情報網を活用して、地域の子育て家庭に対して子育てに関する様々な情報の提供や、相談者の求めに応じて地域の子育てサービス等の紹介を行います。

## エ 地域の子育てネットワークの強化

公立保育園は行政機関の一部であることから、他の行政機関との連携が比較的とりやすいため、児童相談所、県保健福祉センター、学校等の関係機関や民生委員・児童委員と連携を図り、虐待等児童の諸問題の着実な解決や子育て支援の推進・協力を図ります。

## オ 保育内容に関する調査研究

時代に適応した新たな保育カリキュラムの作成、食育の推進など新たな課題に積極的に取り組み、その成果を研修等の実施により、民間保育園にも広げ全市の保育水準の向上を図ります。

### 委員の主な意見

（委員）：民間では採算が合わないので、引き受けられない部分を公立が率先して引き受けないといけないと思いました。

公立には横の連携があり、地域との交流などネットワークがあり、民間になってしまうと保てなくなってしまうのではないかという懸念があります。年配の職員から若い職員まで年齢層に幅があるというのは売りかと思えます。

資料の障害児保育等の推進や、豊富な知識経験の活用かと思えます。

（委員）：なぜ私たちがこういう委員会に出て、考えなければならないのかという原点は、国の施策の問題であって佐倉市だけの問題ではありません。小泉改革から定員を1人でも超えることはできないと指導していた県の職員が1人でも多く入れて下さいと変わりました。新しい保育園をつくるには、既設の保育園の半径2キロメートル以内には設置できないと言っていたにも関わらず、保育園の300メートルか400メートルしかない場所に認可をおろすという時代になってきたのです。今までは、公立保育園が新しい保育園を建てようとした場合には、必ず補助を出していたにも関わらず、全く出しませんという状態です。

平成17年度は一方的に延長保育の補助金を半減してきました。

子育て支援の推進と国は言いながら、平成17年12月になり、厚生労働省から4月から遡って延長保育料は半額にしますと通知が送られ、既に保育園では職員に4月から11月まで給料等払ってしまっている状況であり、現場では大変な思いをしているのが現状です。

委員からも意見があったように、市内の保育園は元々60人で建てているところに90人、100人と入れて、他の保育園は90人で建てているところに130人と入っています。弾力的に運営してよいという施策に変わりました。子どもたちを守ってあげないといけないのが私たちの立場であり、市の財政状況が厳しいことも十分承知していますし、10%カットを行っていることも知っていますが元々は、国がお金を出さないから各地方自治体は、保育園を抱えているのは大変だから民営化にという動きが始まったと理解しています。

子どもたちの育ちと子育てを、どのように守っていくか地方自治体の判断にかかってきますし、私たち委員が行政に対してこのようにしてくださいと最終的に意見を述べなくてはならない立場にあると思います。

他がやっているからこうということではなく、佐倉っ子の育ちをどう様に支えていくのか真摯に考えて意見を申し上げないといけないと思います。先ほども申しあげたとおり、民営化ありきが先ではないであろうと思います。ただし、必要な措置はとらなくてはならない。何もしなければ、佐倉市の財政事情が厳しいがために、夕張市のようになってしまえばいけないので、非常に難しいですがやっていかなければならない。

子どもたちに、どこまでお金をかけるのかが大切な考え方で、優先順位の問題だと個人的には考えています。佐倉市としては、公立保育園をどのように考えていきたいのか財政事情の詳しいところまでは存じあげませんのでわかりませんが、ここまでだったらやっていけるというのが腹案としてお持ちだと思いますので、そのあたりも次の委員会で率直な意見を出し合って一緒に考えていければと思います。

#### 4 公立保育園の民営化(民間移管)

「 保育園の現状と課題」、「 保育施策の方向」を踏まえ、佐倉市の厳しい財政状況の中で、保育サービスのより一層の充実を図るためには、より一層効率的な保育園運営を行う必要があります。

保育園の運営に当たっては、保育室の面積や児童の年齢に応じて配置する保育士数などについて、国が定めた「児童福祉施設最低基準」を満たすとともに、保育の内容についても、国の定めた「保育所保育指針」に基づいて行われており、公立・民間の区別なく、県の指導・監督を受け、一定水準の保育サービスを提供しています。

民間保育園についても、運営費は基本的にすべて市(国、県、保護者負担金を含む。)が負担しています。また、園児の入園の決定、保育料の設定とその収納についても、公立・民間の区別なく同じ基準で市が責任を持って行っています。

このように、保育園の果たすべき目的・役割は、設置主体・運営主体が公立である場合と民間である場合とで基本的に違いはありません。ただし、民間保育園は、運営費に対する国及び県負担金があることから、市の財政運営上大きな違いがあります。

以上のことを踏まえ、保育園運営の効率化を図るため、公立保育園としての役割を果たすために必要な公立保育園を残して充実させるとともに、それ以外の公立保育園については民間に移管することはやむを得ないと考えます。

民間移管後の保育園は、運営主体が市から民間事業者に変わりますが、職員配置基準や施設基準など認可保育園としての位置付けや保育料、入園申込み手続き等は公立保育園と変わりません。

## **ア 民間移管の基本的な考え方**

### **目的**

民間移管により生じた財源と民間活力の活用により、保育園入園待機児童解消のための保育園整備、延長保育、一時保育など多様な保育サービスの提供、保育の質の向上や他の子育て支援施策の一層の充実を図ることが必要です。

### **民間に移管する保育園の範囲**

公立保育園として残す保育園は、前述の「今後の公立保育園の役割」で掲げた5つの役割を担うことを基本とします。そのうえで、その役割を果たせるエリアごとに引き続き設置し、それ以外の保育園の移管については計画的に行うことが必要です。

### **保育の質の確保**

民間移管により、運営主体は市から民間事業者に変わりますが、毎年、千葉県による指導監査(佐倉市職員も同行)や、佐倉市職員が適宜、保育園を訪問し、民営化条件が順守されているか確認・指導を行い、保育の質を確保することが大切です。

## **イ 実施方法**

### **試行実施**

民間移管を本格的に実施する前に、まず1か所で試行的に実施することが必要です。試行実施により課題が生じた場合は対応策を検討し、その後の民営化に反映させることが必要です。

### ガイドラインの作成

民間移管の実施に当たっては、保護者へ十分な説明を行うとともに、以下の項目を主な内容とした移管を行う場合の一定の基準、ルールを定めた「ガイドライン」を事前に作成し、公表することが必要です。

### 民間に移管する保育園選定の考え方

民間移管の対象となる保育園は、施設管理（老朽度を含む。）の状況、地域の保育需要、近隣の保育園の設置状況等を総合的に勘案し、決定することが必要です。

### 移管先の運営主体の選定の考え方

・移管先の運営主体は、認可保育園の運営実績のある社会福祉法人（以下、「社会福祉法人」という。）を第一とすべきところですが、既に民営化を行っている他市の先進事例を検討する中で、社会福祉法人以外の法人についても、移管先の運営主体としての検討を進める必要があると考えます。また、選定にあたっては公募によるべきと考えます。

・有識者や保育関係者などで構成する選定委員会を設置し、保育園の運営方針や、障害児保育や多様な保育サービスの提供を含む保育内容、給食の考え方など総合的な観点から質の高い事業者を選定することが必要です。

### 在園児への影響を最小限にとどめるための対応

在園児への影響を最小限にとどめるための対応として、以下の事項に配慮することが必要です。

・運営主体の変更に伴う在園児への影響に配慮し、保育内容、行事等保育環境の急激な変更は行わないこと。

・運営主体の決定から移管実施まで十分な引継期間を確保し、共同保育（ ）を行うこと。

・移管条件の中で、一定の経験を持った施設長と年齢や経験年数のバランスに配慮した保育士の確保を義務づけること。

「共同保育」とは、移管前の一定期間において、公立保育園の保育士と移管先法人の保育士が一緒になって行う保育のことです。

### 周知期間の確保

移管対象保育園の公表から民間移管実施まで十分な期間を確保し、保護者や市民への周知を図ることが必要です。

### 民間移管後の市の役割・責任

・民間移管後の一定期間、保護者・事業者・市の三者による話し合いの場を設け、情報を共有し、より良い保育環境を確保することが必要です。

・保護者と新たな運営主体との間で問題が生じた場合には、市が間に入り解決を図ることが大切です。

・市の保育士等が移管した保育園を訪問し、移管条件が守られているかどうかの確認や指導が必要です。



## 児童センターの現状と課題

### 1 児童センターとは

児童センターは、児童福祉法第40条に規定された児童厚生施設であって、地域の児童（主に3才以上の幼児から小学校低学年）に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された施設であって、地域の児童健全育成の拠点として重要な役割を担っている。

また、設置及び運営の主体は市町村、民法第34条により設立された法人、社会福祉法人、その他定められた要件を満たすものとされている。

本市の児童センターは、土地区画整理事業や民間宅地開発事業による人口急増に伴い、昭和54年に最初の児童センターが建設され、その後、昭和60年前後に児童センターに加え高齢者も対象とした老幼の館2施設が開所されている。

その後、平成12年に地域福祉センターなどを併設した南部児童センターが開所されている。

平成21年4月1日現在、児童センター3施設、老幼の館2施設の計5施設、地区別で見ますと、志津地区に2施設、臼井地区に1施設、佐倉地区に1施設、根郷地区に1施設開設されている。

#### (1) 児童館数

平成20年10月1日現在

	全 国	佐倉市
公 営	3,022	5
民 営	1,667	0
計	4,689	5

## 2 利用者の推移

本市の人口は、ここ数年横ばいで推移している中で、少子化の進行により、児童センターの利用者数も減少している。

乳幼児の保護者は、民間のサークルなどのイベントなどを渡り歩き、自ら乳幼児と一緒に遊ぶのではなく、あらかじめ与えられた遊びに参加する傾向があるようである。

### (1) 児童センター年間利用者数

施設名	H16	H17	H18	H19	H20	H21
志津児童センター	17,278	17,584	16,947	17,514	14,824	11,307
北志津児童センター	93,900	96,059	94,198	92,431	71,955	71,448
南部児童センター	28,005	28,456	25,041	25,287	24,563	19,826
佐倉老幼の館	13,061	17,676	17,524	17,133	14,564	10,113
臼井老幼の館	21,519	15,524	16,225	14,909	17,521	13,858
計	173,763	175,299	169,935	167,274	143,427	126,552

## 3 事業内容

5つの児童センターでは、子育て支援、児童健全育成、地域・世代間交流を目的に、乳幼児から18歳未満の児童の健全育成に資する事業を展開している。

子育て支援事業は、乳幼児やその親を対象に親子のふれあい、仲間づくり、情報交換、育児相談などを目的として、志津児童センターでは「ちびっこ広場」、南部児童センターでは「ひよこタイム」、臼井老幼の館では「ぽっぽちゃん」などの幼児教室を開催している。

また、乳幼児の発達に合わせた遊びの提供や体力増進指導を行っている。

児童健全育成事業は、遊びを通して身体の健康や情操を豊かにする事業やジュニアリーダーの育成、発達に応じた遊びの提供を行っている。

地域・交流事業は、お祭りやイベントを通して、いろいろな人とのふれあいや交流を図ることを目的に、志津児童センターでは「児童センター祭り」、北志津児童センターでは「わんぱくまつり」などを開催している。

今後は、利用者のニーズなどを勘案し、参加しやすい事業を展開し、利用者の増加を図っていく必要がある。

#### 4 施設概要・事業費の状況

5施設の内4施設は昭和50年代から、昭和60年前後に建設され、築後20年以上経過している。安全な施設運営のため部分的な修繕や改修は行われているが、大規模な改修を必要とする施設もある。

児童センターは学童保育所も併設しており、学童保育所入所児童の増加により、学童保育所専用室以外の部分を使用している施設もある。

複合施設以外の単独施設の3施設は、来館者用駐車スペースや、児童が外遊びをするスペース（グラウンド）が非常に狭い。

##### (1)施設概要 敷地・建物

地区	名称	建物構造	開設年度	敷地面積(m <sup>2</sup> )	建築面積(m <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )	駐車場台数
志津地区	志津児童センター	鉄骨平屋	S54	1,476	327	302	0
	北志津児童センター	鉄筋コンクリート 2階の1階部分	S62	20,236	743	671	85
根郷地区	南部児童センター	鉄筋コンクリート 鉄骨造2階建	H12	8,372	718	718	70
佐倉地区	佐倉老幼の館	鉄骨平屋一部木造	S58	807	328	317	4
臼井地区	臼井老幼の館	鉄骨平屋	S60	2,563	340	323	5

##### (2)施設概要 施設内部

名称	総部屋数	遊戯室	図書室	和室	学童専用室
志津児童センター	3	115.6	29.2		49.1
北志津児童センター	3	122.5	182.5		33.0
南部児童センター	4	182.5	70.4		
		84.8			59.0
佐倉老幼の館	4	89.4	41.4	15畳	74.2
臼井老幼の館	4	111.8	49.7	12畳	
				12畳	

### 【資料3】

\* 網掛は学童室と兼用、南部児童センター学童専用室は、現在入所児童がいないため、遊戯室として利用

### 【資料3】

児童センターの管理運営費は、ほとんどが児童インストラクターなどの賃金である。ただし、平成20年度までは併設する学童保育所の児童インストラクターの賃金も含まれている。

#### (3) 児童センター管理運営費単位：円

	16年度決算	17年度決算	18年度決算	19年度決算	20年度決算
児童センター	71,352,815	70,193,801	69,436,285	72,414,563	72,233,159
学童保育所分	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,659,906
計	51,352,815	50,193,801	49,436,285	52,414,563	51,573,253

## 5 職員配置

児童センターには、所長以下、事務職員、保育士等4名から5名の職員が配置されている。

この外に、各施設6名から7名の臨時職員の児童インストラクターが配置されている。

児童センターの業務については、各施設に児童インストラクターが6名から7名配置されており、保育士、児童インストラクターが中心となって、児童センターの各種事業を行っている。

また、所長、保育士等は児童センターに併設されている学童保育所の管理運営にもあたっている。

しかしながら、児童センターに配置されている職員は再任用の職員も含まれており、週3日の勤務状況となっていることから、事業の引き継ぎなどに少なからず支障を来している場合もある。

このように、佐倉市定員適正化計画により年々職員が減少する中で正規職員の配置が難しい状況となっている。

## (1) 児童センター職員配置状況

単位:人

所管施設	所管施設数	配置 常勤換算	職員配置						
			所長	事務職	事務職	保育士	保育士	看護師	用務員
志津児童センター	2	5	1	1		1	1		1
		4.5	1	1		1	0.5		1
北志津児童センター	2	5	1	1	1		2		
		4	1	1	1		1		
南部児童センター	4	5	1	1		1	1	1	
		3.5	0.5	1		1	0.5	0.5	
佐倉老幼の館	2	4	1	1	1				1
		4	1	1	1				1
臼井老幼の館	2	5	1	1	1	1			1
		4.5	1	1	1	1			0.5
合 計	12	24	5	5	3	3	4	1	3
		20.5	4.5	5	3	3	2	0.5	2.5

注) 網かけは3日・3時間/週の再任用職員

南部児童センター所長は、南部保健センターの副所長を兼務

## 6 今後の課題

佐倉市集中改革プランの中で児童センターについては、指定管理者制度の導入を検討することとされている。

また、老朽化した施設の改修、併設している学童保育所の移転によるスペースの確保、魅力ある事業の展開などにより、今後、より質の高いサービスの向上を図り、児童が日常的、継続的に来館できる魅力ある施設づくりに努めていく必要がある。

## 学童保育所の現状と課題

### 1 学童保育所とは

児童福祉法第6条の2第2項で「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」とある。

学童保育所は、ここでいう子どもの放課後における「適切な遊び及び生活の場」にあたるものである。それは、親が安心して就労できるためだけにある施設ではなく、子どもが遊びや生活を通してすこやかに成長・発達することを質的に保障する場という目的としている施設である。

### 2 運営形態

平成21年5月1日現在、全国に1,800市町村ありますが、学童保育を実施している市町村は1,609市町村で、実施率89.3%という状況である。

国の調査では、平成21年5月1日現在、全国の学童保育所数は1万8,479か所で、これを運営形態別に見てみますと、公立公営が7,819か所(42.3%)、公立民営が7,469か所(40.4%)、私立民営が3,191か所(17.3%)という状況である。

また、全国学童保育連絡協議会の調査によりますと、平成21年5月時点で、学童保育所を実施している1,609市町村のうち指定管理者制度を導入している市町村は120市町村で、率にして7.5パーセントという状況である。

#### (1) 運営形態

H21年5月1日現在

	公立公営		公立民営		私立民営		計
	か所数	比率	か所数	比率	か所数	比率	
全国	7,819	42.3%	7,469	40.4%	3,191	17.3%	18,479
千葉県	284	37.0%	337	43.9%	146	19.1%	767
佐倉市	23	82.1%	-	0.0%	5	17.9%	28

\* 厚生労働省放課後児童健全育成事業に実施状況から

### 3 佐倉市学童保育所の成り立ち

佐倉市の学童保育所は昭和50年代初めに、中志津地区の公園にプレハブ施設を建て、地域のボランティアが小学生を預かっていたことから始っている。

昭和54年に志津児童センターの開設に伴い、放課後児童ルームも開設され、その後、北志津児童センター、佐倉老幼の館、臼井老幼の館にも開設された。

平成3年度に学童保育所事業が開始され、平成3年度から平成8年度の間は大崎台、根郷、西志津、佐倉東の4施設（単独施設）を整備し、事業を開始した。

平成14年度から、児童センターで行っている放課後児童ルームを学童保育所に統合し、同時に無料で行われている学童保育所の有料化が行われた。

そして、全ての小学校区内への学童保育所設置に向け整備と6年生までの受け入れを図り、平成21年度には、23小学校区中22小学校区に公立、民間合わせて28施設が整備され、16小学校区で6年生までの受け入れがなされている。未整備地区は和田小学校区のみとなっている。

### 4 入所児童数の推移

小学校児童数は減少傾向にあるにもかかわらず、女性の社会参画や、就労形態の多様化、また経済状況の悪化により、学童保育所入所児童数は年々増加している。

平成16年4月時点で511名であった利用者は、平成21年4月では983人とこの5年間で472名も増加している。

入所児童の増加に対応するため、平成17年度から平成21年度までの5年間に9施設の新設及び増設を行い、605名の定員の増加を図った。

また、平成18年度からは、入所定員に余裕のある施設では4年生以上の児童の受け入れを開始した。

現在では、公立23施設、定員1,170名、民間5施設、定員160名、また、小学校6年生までを受け入れる施設は公立14施設、民間3施設の計17施設で受け入れが可能となっている。

しかしながら、定員の増加は図られたものの、志津地区や臼井地区の一部の学童保育所では定員を上回る児童が入所している。

#### (1) 入所児童数

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
公立	409	467	557	608	695	815
民間	102	103	129	107	149	168
合計	511	570	686	715	844	983

\* 各年4月1日時点入所児童数



## 5 学童保育所の開所・閉所時間

女性の就労機会の増大や保護者の雇用・就労形態の変化、そして子育てに対する意識の変化等により、保護者の学童保育所に対するニーズも多様化してきている。

公立学童保育所の最大開所時間は、午前8時から午後7時までとなっている。

一方、民間の学童保育所では、2施設で午前7時、1施設で午前7時30分から開所している。

障害児は全ての施設で受け入れ可能である。現在、14施設で障害児の入所がある。

## (1) 開所・閉所時間 障害児受入

	開所時間		閉所時間		開所日	障害児受入	
	休業中	学期中	平日	土曜日			
公立学童保育所	8:00	放課後	19:00	17:00	月～土		
民間	すみれにこここホーム	7:30	放課後	19:00	17:00	月～土	
	青葉児童ルーム	7:00	放課後	19:00	17:00	月～土	
	第2青葉児童ルーム	7:00	放課後	19:00	17:00	月～土	
	光の子児童センター	8:00	放課後	19:00	15:00	月～土	
	ユーカリ優都ぴあ	8:00	放課後	19:00	19:00	月～土	

## (2) 時間別利用状況（一か月間）

平成21年4月

		平日 (人)			土曜日	合計
		17時まで	19時まで	計	(人)	(人)
公立	総利用者数	3,345	8,306	11,635	330	11,956
	割合	28.7%	71.4%	100%		
民間	総利用者数	409	1,678	2,087	102	2,259
	割合	19.6%	80.4%	100%		
計	総利用者数	3,754	9,984	13,722	432	14,215
	割合	27.4%	72.8%	100%		

## 6 施設の状況

当市の学童保育所は、児童センター（老幼の館）併設が5施設、小学校内に14施設、単独や保育園内等が9施設となっている。

児童センターに併設されている施設では、入所児童の増加により、学童保育所専用スペースの他児童センターのスペースも活用している。

児童センター、単独施設は、昭和50年代から60年代始めにかけて整備され、老朽化が激しく、大規模な改修が必要な施設もある。しかし、厳しい財政状況から、改修等施設の整備が進んでいない。

平成14年度以降は、小学校内に設置するという方針を立て、小学校内への設置を進め、現在では14施設が小学校内に設置されている。

志津地区や臼井地区の一部の学童保育所では、定員を上回る児童が入所している。その一方、農村部で開所した学童保育所では、事前に行ったニーズ調査の結果、ある程度の利用希望があったにも関わらず、実際の利用は数名にとどまっている。今後の施設整備は、市街地、農村部それぞれの地域性を踏まえた施設の整備が必要である。

### (1) 学童保育所施設数

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21
公 立	14	14	14	15	22	23
民 間	4	4	4	4	5	5
合 計	18	18	18	19	27	28

## 7 学童保育所の施設運営状況

公立の学童保育所は23施設あるが、その施設長は児童センター所長(5名)又は保育園長(8名)が兼務している。

それぞれ所管する施設数は、児童センター所長が2施設から3施設、保育園長は1施設から2施設を所管している状況である。

しかしながら、学童保育所には正規職員が配置されておらず、週3日から4日勤務の児童インストラクターにより運営されている。

このため、学童保育所においては責任ある立場の職員がいなことから、入所児童、保護者、所管施設長との連絡調整を取ることが難しい場合があるなど、施設を運営する上での課題となっている。

児童センターには所長の外に事務職員、保育士等の職員(再任用含む)が4人~5人配置されていることから、学童保育所の運営にあたっては所長を補佐している。

一方、保育園長は、基本的に学童保育所の運営を一人で行うばかりか、保育園の待機児童解消のため、入所の円滑化の通知に基づき定員を大幅に上回る園児を預かっている。その一方で、保育園も臨時職員を多く雇用し、正規職員が非常に少ない中で、保育運営を行っていることから、保育園施設外にある学童保育所を所管することが大きな負担となっている。

このような状況の中で、佐倉市定員適正化計画により市職員数(保育士含む)は年々減少しており、今後も新たな正規職員の増加は見込めないことから、保育園長による学童保育所の所管について、見直しをする必要がある。

また、学童保育所の開所時間は17時までとしており、特に必要と認める場合は19時まで開所している。

保育園の開所時間は、シフト制により7時から19時(北志津、根郷、臼井、北志津保育園は20時)までとしているが、児童センター(老幼の館)職員の勤務時間は8時30分から17時15分までとなっていることから、夜間においては所管施設の正規職員がいない状況となっている。

## (1) 公立学童保育所所管施設一覧

平成22年3月現在

所管施設	名称	インストラクター配置数	入所人数	対象学年	
児童センター	志津児童センター	志津児童センター	7	60	1年生～3年生
		西志津小児童クラブ	8	56	1年生～3年生
	北志津児童センター	北志津児童センター	5	29	1年生～6年生
		小竹学童保育所	5	33	1年生～6年生
	佐倉老幼の館	佐倉老幼の館	6	35	2年生～6年生
		佐倉学童保育所	7	53	1年生
	臼井老幼の館	臼井老幼の館	7	50	1年生～3年生
		千代田学童保育所	4	21	1年生～6年生
	南部児童センター	南部児童センター	0	0	1年生～6年生
		根郷学童保育所	8	43	2年生～6年生
		第二根郷学童保育所	6	19	1年生
		山王学童保育所	5	14	1年生～6年生
保育園	佐倉保育園	白銀小児童クラブ	7	35	1年生～3年生
	佐倉東保育園	佐倉東学童保育所	5	23	1年生～6年生
		内郷学童保育所	4	9	1年生～6年生
	根郷保育園	寺崎学童保育所	5	25	1年生
		大崎台学童保育所	5	27	2年生～6年生
	志津保育園	西志津学童保育所	6	31	1年生～3年生
	北志津保育園	井野学童保育所	9	35	1年生～3年生
		南志津保育園	下志津学童保育所	7	39
			南志津学童保育所	6	47
	臼井保育園	印南学童保育所	6	31	1年生～6年生
馬渡保育園	弥富学童保育所	4	5	1年生～6年生	

\* インストラクター配置人数は、実人数。

所管施設	所管学童数
児童センター老幼の館 5施設	12
保育園 8園	11

## 8 学童保育所の運営費

公立学童保育所は、県負担金、市の一般財源、及び保護者負担金で運営されている。

支出の大部分は児童インストラクターの賃金で占めている。公立学童保育所の総事業費は施設数、入所児童数の増加とともに、年々増加している。

一方、民間学童保育所は、市委託金、保護者負担金により運営されている。

また、保育料は公立学童保育所は月額6,000円であるが、民間学童保育所は9,000円から12,500円となっている。

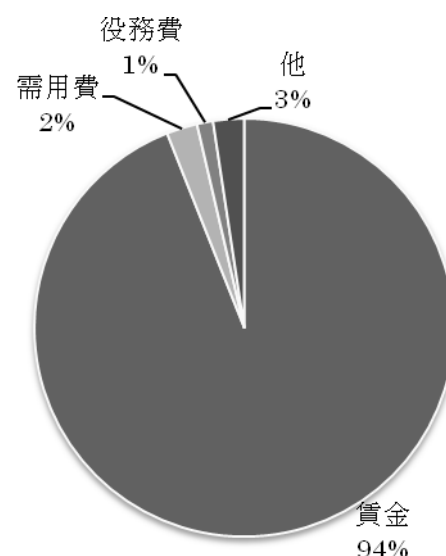
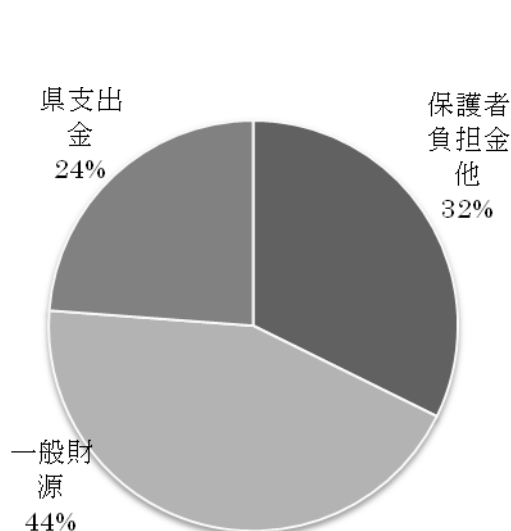
県内の主要市町村を見ると、印西市では4,000円(高学年)、成田市では5,000円となっており、八千代市では12,000円、松戸市(私立)では15,000円(低学年)となっている。

学童保育所の一時的利用については、印西市、栄町、佐倉市の3自治体で実施しているが、利用料はいずれも500円/日となっている。

### (1) 平成21年度佐倉市学童保育所管理運営費予算額

歳入	
保護者負担金	46,200
市一般財源	62,778
県支出金	34,063
計	143,041

歳出	
賃金	134,443
需用費	3,403
役務費	1,777
他	3,418
計	143,041



## (2) 学童保育所管理運営費

単位：円

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	備 考
公立学童	52,581,509	54,464,740	58,810,923	65,752,291	84,951,637	20年度までは、学童5施設分の賃金は児童センター費で対応
(児童センター分)	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,659,906	児童センター費の学童インストラクター分
小 計	72,581,509	74,464,740	78,810,923	85,752,291	105,611,543	
民間学童委託費	8,880,000	8,880,000	8,880,000	10,360,000	11,100,000	19年度までは4施設へ委託。20年度から5施設へ委託
合 計	81,461,509	83,344,740	87,690,923	96,112,291	116,711,543	

注) 17年度から20年度までは決算。21年度は予算額。

## 9 児童インストラクターの配置状況

公立の学童保育所の児童インストラクターの配置にあたっては、千葉県放課後児童クラブガイドラインに基づき、児童30名までは2人、40名までは3人と児童が増えるに従い児童インストラクターもそれに対応した人数を配置している。

また、障害児が入所する場合は、必要に応じて適時加配している。

平成22年3月1日現在、131名の児童インストラクターが23か所の学童保育所に勤務している。

このうち、保育士、学校教諭などの有資格者は109名、資格のない補助指導員は22名という状況になっている。

一方、民間の学童保育所においても、千葉県放課後児童クラブガイドラインに基づき児童インストラクターを配置している。

## 10 今後の課題

佐倉市集中改革プランの中で、学童保育所については、指定管理者制度の導入や民営化を検討することとされている。

また、学童保育所未整備小学校区の解消、過密学童保育所の解消、学童保育所開所時間内における正規職員空白時間帯の解消、学童保育所開所時間の延長、全施設小学6年生までの受け入れなどのサービスの向上を図り、今後、より質の高い学童保育の実施に努めていく必要がある。

第85回市町村職員を対象とするセミナー 資料より

(平成22年9月21日開催)

# 子ども・子育て新システムの 基本制度案要綱について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
少子化対策企画室

## 現状と課題

### ■ 少子化による人口減少社会の到来

- 出生率は、1.37(2009)。このままでは人口は更に減少。高齢化率は2倍(40%)まで上昇。

### ■ 出産や結婚をめぐる状況の変化

- ① 結婚のハードル：経済基盤、雇用・キャリアの将来の見通し、安定性
- ② 出産のハードル：子育てしながら、就業継続できる見通し、長時間労働(夫婦ともに)
  - ※ 特に第2子以降：夫婦間の家事・育児の分担度合い、育児負担の度合い
  - ※ 子育ての孤立化・負担感の増加  
(働いてるか働いていないかに関わらず、子育て家庭の負担は大きい)

### ■ 諸外国と比較して低い水準の子ども・家族関係の支出

- 日本の家族関係社会支出の対GDP比は、欧米諸国と比較しても低い水準(フランス、イギリス、スウェーデンの1/3以下)

### ■ 待機児童問題

- 保育所の待機児童(全国で2万5千人。特に都市部に集中) ※潜在的なニーズも存在
- 放課後児童クラブの待機児童(全国で1.1万人。小1の壁)

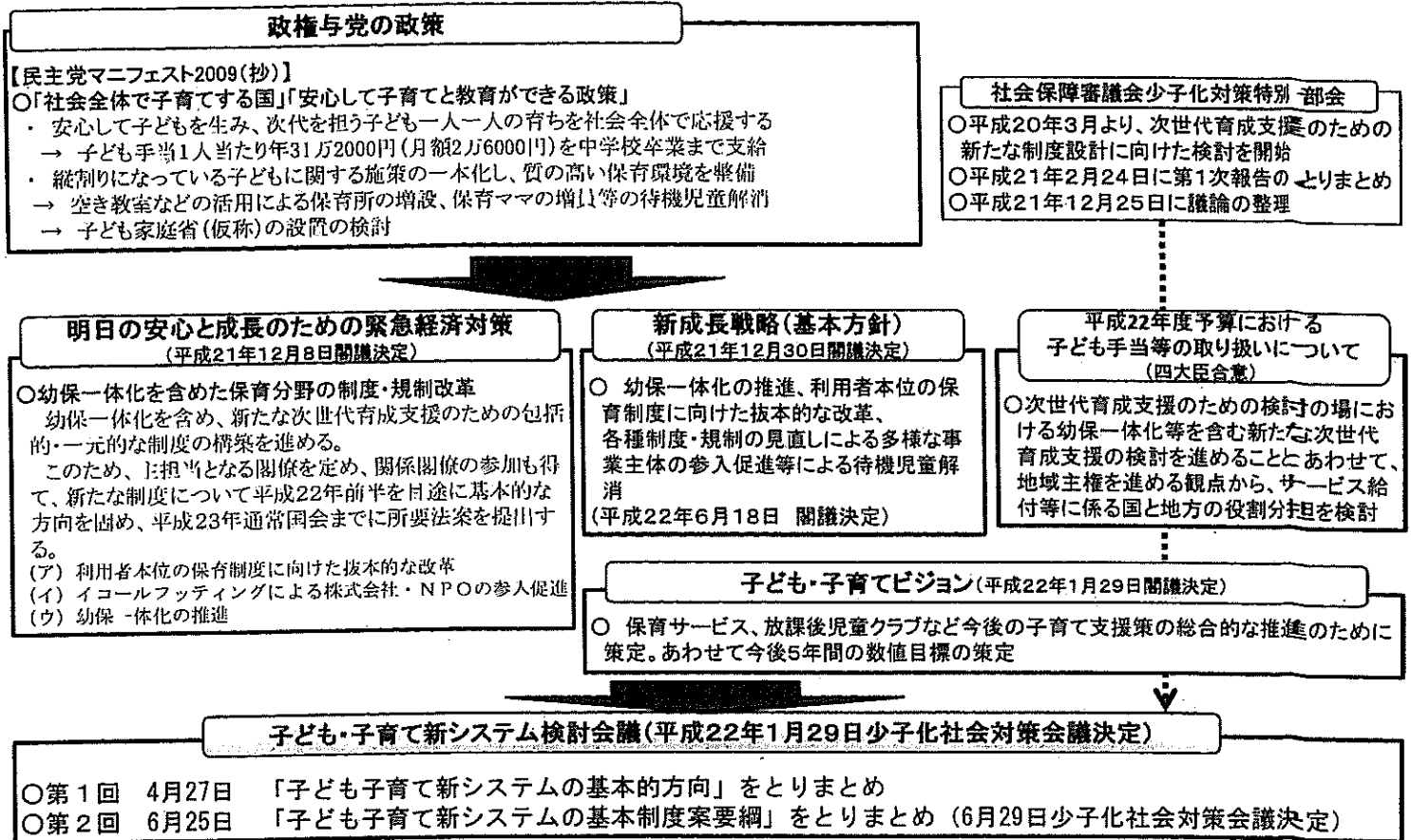
### ■ 働き方への多様化、子育て支援のニーズの深化・多様化



現状と課題に対応した、子どもと子育て支援のための  
仕組みが必要



# 次世代育成支援の構築に向けた検討経緯



## 「子ども・子育て新システム検討会議」について

平成22年1月29日  
 少子化社会対策会議決定

### 1 趣旨

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」(以下、「会議」という。)を開催する。

### 2 構成員

会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

- (共同議長) 国家戦略担当大臣  
 内閣府特命担当大臣(行政刷新)  
 内閣府特命担当大臣(少子化対策)
- (構成員) 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣  
 その他、必要に応じて議長が指名する者

### 3 作業グループ

会議の下に「作業グループ」を設置する。作業グループの構成員は、会議の構成員たる府省の副大臣又は政務官及び必要に応じて議長が指名する者とする。

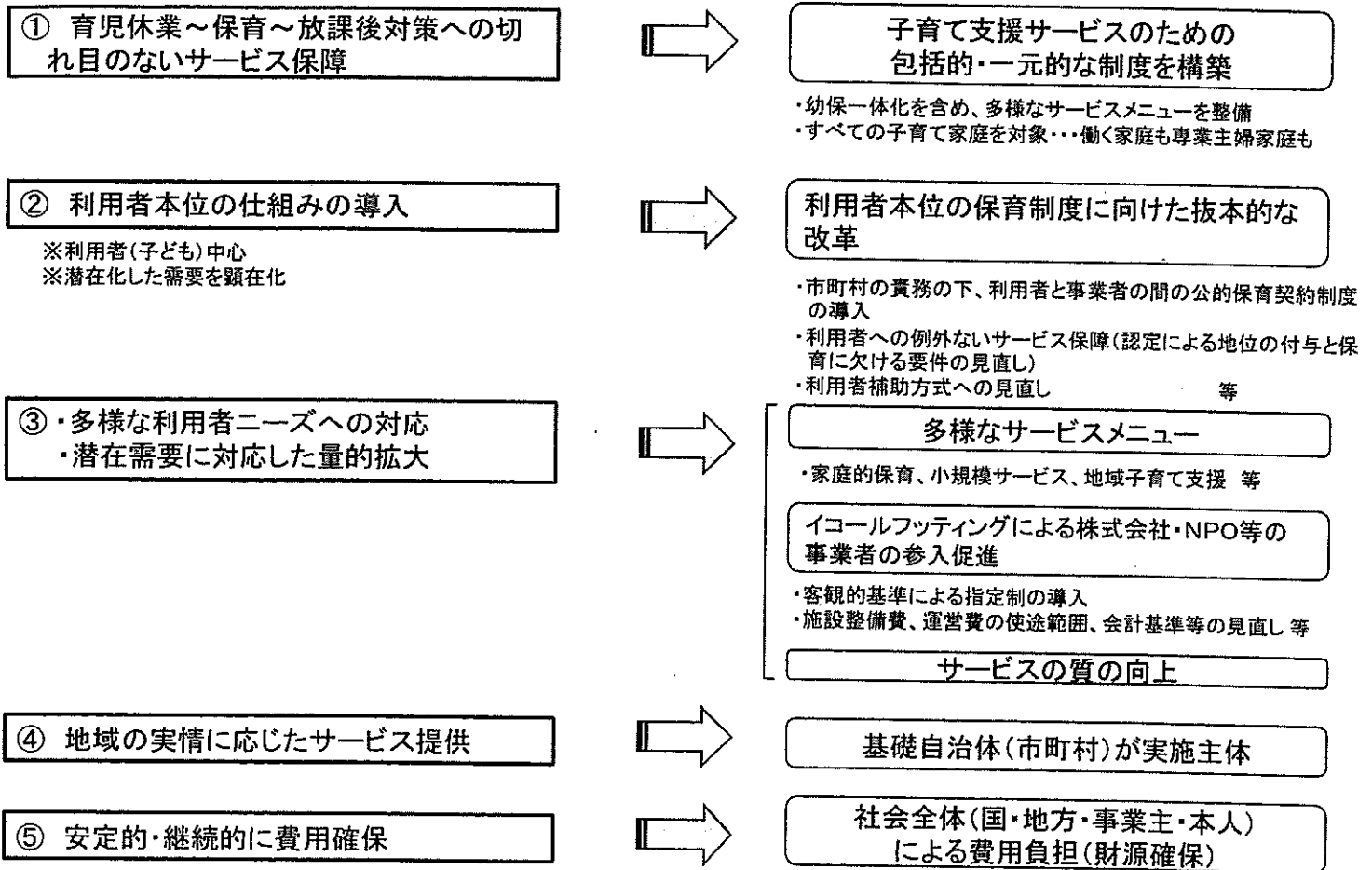
### 4 スケジュール

平成22年6月を目途に基本的な方向を固め、少子化社会対策会議、行政刷新会議及び成長戦略策定会議に報告する。

### 5 庶務

会議の庶務は、厚生労働省、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

(参考)新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度構築に向けての検討事項



平成22年6月29日  
少子化社会対策会議決定

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

I 総論

【目的】

子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】

以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

【新システムとは】

以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

## Ⅱ 基本設計

- 子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村(基礎自治体)が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築する。
- 事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。
- 実施主体は市町村(基礎自治体)とし、新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に交付される仕組み(子ども・子育て包括交付金(仮称))を導入する。
- 給付の内容は、以下の2種類とし、すべての子どもと子育て家庭のニーズに応じて必要な給付を保障する。
  - (1) すべての子ども・子育て家庭を対象とした基礎的な給付
  - (2) 両立支援・保育・幼児教育のための給付

### 1 国・都道府県の役割

- 国は、新システムの制度設計を担うとともに、市町村への子ども・子育て包括交付金(仮称)の交付等、制度の円滑な運営のための必要な支援を行う。
- 都道府県は、広域自治体として、市町村の業務に関する広域調整や市町村に対する情報提供など、市町村における制度の円滑な運営のための必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、都道府県が主体となって行う事業を行う。

### 2 市町村の権限と責務

- 市町村は、国・都道府県等と連携し、新システムの下で、現金給付と現物給付の組合せ(配分)や給付メニューの設定(選択)など、自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計し、以下の責務の下で、当該市町村の住民に新システムのサービス・給付を提供・確保する。

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用を支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備責務

## Ⅲ 給付設計

### 1 すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)

- すべての子ども・子育て家庭を対象にした基礎的な給付として、子ども手当や一時預かり、地域子育て支援等のための給付を行う。

#### (個人給付)

#### (1) 子ども手当(個人への現金給付)

- 中学生以下の子どもを対象に、子ども手当の給付を行う。

#### (2) 子育て支援サービス(個人への現物給付)

- 乳幼児の良質な成育環境の確保と保護者の負担軽減の観点から、すべての乳幼児と保護者を対象とした個人への現物給付(一時預かり等)を行う。

#### (3) 現金給付・現物給付の一体的な提供

- 市町村の決定する枠組みの下、個人の選択に基づき、子ども手当と個人への現物給付を組み合わせることを可能とする仕組みを検討する。

- 個人給付の一部については、市町村の選択により、以下のような仕組みで給付を行う方法を検討する。

- ① 個人給付の一部を、就学後の学校給食費等として学校に支払うことを可能とする仕組み
- ② 給付の趣旨が活かされた利用を促すため、個人給付の一部を、子育てサービス、教育サービス等に利用可能な利用券等の方式により給付を行うことを可能とする仕組み

#### (4) 妊婦健診

- 妊婦健診について、基礎給付として新システムから給付することを検討する。

(その他の子育て支援事業)

(5)その他の地域の子育て支援事業

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館など、地域の子育て支援のための事業を給付する。

(6)市町村独自の給付

- 市町村の裁量により、基礎給付の上乗せや、上記の基礎給付以外の子育て支援サービスを新システムの事業として独自に給付することができる仕組みとする。

2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援

(両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

- 幼保一体給付(仮称)や育児休業給付等、幼保一体化を含め、仕事と子育ての両立支援と、保育サービス、幼児教育を保障するために、妊娠から出産、育児休業、保育サービスの利用、放課後対策まで、切れ目のないサービスを提供する。

(1)産前・産後・育児休業給付(仮称)

- 産前・産後・育児期における就業中断中においても安心して子どもを生き育てることができるよう、妊娠から保育サービスまで切れ目なく給付が受けられる仕組みとして、産前・産後・育児休業中の現金給付の一体化を、実施方法とあわせて検討する。

(2)幼保一体給付(仮称)

- 幼保一体給付(仮称)は、こども園(仮称)への給付を始め、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス等の多様なサービスに対する給付とする。

- これらのサービスに対する給付については、価格制度を一本化する。

① こども園(仮称)

- 幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供することも園(仮称)に一体化し、新システムに位置づける。
- こども園(仮称)については、「幼保一体給付(仮称)」の対象とする。

② 小規模保育サービス

- 主に3歳未満児に重点化した需要や、へき地などの人口減少地域などに対応するため、家庭的保育サービス、複数の家庭的保育者によるサービス、訪問型サービス、保育所等と連携した形態による小規模サービス等について、小規模保育サービスとして新システムに位置づける。

③ 短時間利用者向け保育サービス

- 主に3歳未満児を対象として日数や時間の短い需要に対応し、短時間労働者等が定期的に利用する形態のサービスとして、短時間利用者向け保育サービスを新システムに位置づける。

④ 早朝・夜間・休日保育サービス

- 早朝、夜間、休日の保育ニーズに対応した保育サービスとして、早朝・夜間・休日保育サービスを新システムに位置づける。

⑤ 事業所内保育サービス

- 事業所内保育サービスを、新システムに位置づける。

⑥ 広域保育サービス

- 複数の市町村が連携して設置する保育施設、複数の事業者が共同で設置する保育施設等について、広域保育サービスとして、新システムに位置づける。

⑦ 病児・病後児保育サービス

- 体調不良・病気などの場合において必要な保育サービスを提供するものとして、病児・病後児保育サービスを新システムに位置づける。

⑧ その他サービス

※ ①～⑦について、多様な給付メニューのイメージ(別紙)

## (給付の仕組み)

- 非正規労働者、自営業者、求職者も含め、親の様々な就労状況にも応じることができる公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する。
- 利用者がサービスを選択可能な仕組みとするため、市町村の関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度を導入する。
- 必要な給付の保障責務や利用者の支援など、市町村の責務の明確化を図る。
- 利用者に対し、利用したサービスの費用を確実に保障する仕組み(利用者補助方式)とし、一定の利用者負担の下にサービスが利用できるよう、公定価格を基本としつつ、現物給付する。その際、サービスの多様化の観点等を踏まえ、柔軟な制度を検討するとともに、提供される多様なサービスの特性に配慮する。

## (多様な事業者の参入による基盤整備)

- 幼保一体給付(仮称)の各サービス類型ごとに、事業者を指定し、指定された事業者がサービスを提供する仕組みを導入(指定制の導入)する。
- 子ども・子育てビジョンの目標達成に向け、幼保一体給付(仮称)の各サービスについて、集中的に整備する。特に、地域におけるNPO等による家庭的保育サービス、小規模保育サービス等の取組支援の拡充を図る。
- イコールフットイングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進のため、
  - ・ サービスの質を担保する客観的な基準による指定制を導入する。
  - ・ 施設整備費の在り方を見直す。
  - ・ 運営費の用途範囲は事業者の自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業等への活用を可能とする。
  - ・ 会計基準は、法人類型ごとの会計ルールに従うことを基本とする。

## (サービスの安定と質の確保・向上)

- 撤退規制、情報開示等のルール化を行うことにより、サービスの安定と質の確保を図る。
- サービスの質の向上を検討する。

## (3)切れ目のないサービスの保障

- 育児休業の給付と保育サービスを一元的な制度により保障することにより、育児休業から保育サービスへの円滑な利用を保障する仕組みとする。

- ① 市町村の認定による保育サービスを受ける権利の付与
- ② ①と連動した市町村によるサービス提供体制確保
- ③ 短時間労働者向けサービスなどのサービスメニューの多様化
- ④ 育児休業中の給付あるいは保育サービスのいずれかが保障される仕組み

## (4)放課後児童給付(仮称)

- 放課後児童給付(仮称)については、「小一の壁」に対応し、保育サービス利用者が就学後の放課後対策に円滑な移行を可能とするという視点に基づき、放課後の遊びの場と生活の場を提供するサービスとして、個人に対する利用保障を強化する。
- 指定事業者ごとに利用登録する仕組みを導入し、登録児童数に応じて当該指定事業者に費用保障する仕組みを検討する。
- 小4以降も放課後児童給付(仮称)が必要な子どもにサービス提供を行う。

## (5)市町村独自の給付

- 市町村の裁量で、両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)の上乗せ給付が可能となる仕組みを検討する。

#### IV 費用負担

- 社会全体で子ども・子育て支援を支えるという観点から、社会全体(国・地方・事業者・個人)により、必要な費用を負担する。
- 両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)に、事業者・個人が拠出することを検討する。
- 国及び地方の恒久財源の確保を前提として実施する。
- 既存の特別会計(勘定)の活用などにより、子ども・子育て勘定(仮称)を設け、各種子ども・子育て対策の財源を統合し、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金(仮称)として、市町村に対して必要な費用を包括的に交付する。
- 子ども・子育て包括交付金(仮称)の算定基礎は、児童人口などの客観的な指標を基本とするが、両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)について需要量に応じた要素を加味することなどを検討する。
- 市町村は、子ども・子育て特別会計(仮称)において、子ども・子育て包括交付金(仮称)と地方からの財源を合わせ、地域の実情に応じ、給付を行う。
- 事業者拠出の在り方は、社会全体で子ども・子育てを支える観点や、両立支援における企業の果たす役割を踏まえ、企業の経済活動に対する影響などにも配慮しながら、検討を行う。

#### V 幼保一体化

- 幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化する。(再掲)
- すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障するとともに、家庭における子育て・教育にも資するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針(こども指針(仮称))を創設する。
- こども指針(仮称)に基づき提供される幼児教育・保育について、資格の共通化を始めとしたこども園(仮称)としての機能の一体化を推進する。
- こども園(仮称)については、現在の幼稚園、保育所、認定こども園からの円滑な移行に配慮しつつ、学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を可能とする。

#### VI 新システム実施体制の一元化

- 新システムを一元的に実施する子ども家庭省(仮称)の創設に向けて検討する。

#### VII 都道府県が行う市町村支援事業

- 子ども・子育て支援施策のうち、広域自治体として市町村を支援する事業、社会的養護を始め都道府県事業として位置づけることが適当であると考えられる事業について、新システムに位置づけることを検討する。

**Ⅷ その他**

- 子ども・子育て支援のサービス・給付を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また、効果的かつ効率的な制度運用のため、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議（仮称）を設置することを検討する。
- 具体的な給付設計、費用負担等について、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点から制度の検討を行う。
- 給付設計に当たっては、子ども・子育て支援における地方の自主性を発揮する観点から、可能な限り、地方の自由度を尊重することを基本とする。
- まちづくりと連携して子育て支援施設の整備を推進する仕組みづくりを行う。
- すべての子どもを対象とした放課後子ども教室推進事業については、放課後児童給付（仮称）との関係について検討する。

**Ⅸ 工程**

- 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す。
- ※ 国及び地方の恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施する。
- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体的提供など、23年度から実施できるものは前倒して実施する。
- ※ 新システムの実施に当たっては、成長戦略策定会議等との連携を図る。
- ※ 子ども・子育て包括交付金（仮称）をはじめとした国と地方の役割に関する具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携を図る。

**基本設計**

…23年通常国会に法案を提出→25年度施行（財源確保しながら、23年度から段階的に実施）

**■ 子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築～制度・財源・給付の一元化の実現～**

**○ 国と都道府県の役割 ～実施主体の市町村を重層的に支える仕組み～**

<p><b>【国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新システムの制度設計</li> <li>・ 市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付等、制度の円滑な運営のために必要な支援</li> </ul>	<p><b>【都道府県】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域自治体として、市町村支援事業（広域調整、情報提供など）を実施</li> <li>・ 都道府県が主体となって行う事業を実施（社会的養護など）</li> </ul>
---	--

**○ 市町村の権限と責務**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由度を持って、地域の実情に応じた給付設計</li> <li>・ 住民にサービス・給付を提供・確保</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務</li> <li>② 質の確保されたサービスの提供責務</li> <li>③ 適切なサービスの確実な利用支援する責務</li> <li>④ サービスの費用・給付の支払い責務</li> <li>⑤ 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務</li> </ol>
---	--

**○ 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担**

- ・ 両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）に、事業主・個人が拠出することを検討
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提とした実施
- ・ 子ども・子育て勘定（仮称）から、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金（仮称）として必要な費用を包括的に交付
- ・ 市町村は、子ども・子育て特別会計（仮称）において、地域の実情に応じた給付を実施

**○ 子ども・子育て会議（仮称）の設置を検討**

- ・ 地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして国に子ども・子育て会議（仮称）を設置することを検討

**○ 新システム実施体制の一元化**

- ・ 新システムを一元的に実施する子ども家庭省（仮称）の創設に向けて検討

※ ワーク・ライフ・バランスを推進する観点からの制度の検討  
 ※ 地方の自主性の発揮の観点から、可能な限り、地方の自由度を尊重する仕組み

# 給付設計

## 基礎給付（現金・現物）（子ども・子育て（家庭支援））

## 両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）

### 個人給付

子ども手当（現金）

子育て支援（現物）  
（一時預かり等）

- 市町村による枠組みの下、個人の選択に基づく組み合わせ
- 市町村の選択で行う以下の仕組みを検討
  - ・ 学校給食費等として学校への支払い
  - ・ 子育て・教育サービス等の利用券方式

妊婦健診

### その他の子育て支援

- 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館等
- 新システムの事業として市町村の独自給付

### 産前・産後・育児休業給付（仮称）

…育児休業中の給付と保育サービスの切れ目ない保障

### 幼保一体給付（仮称）

…子ども園（仮称）と多様な保育サービス

#### 子ども園＝幼保一体化

- 幼稚園・保育所の一体化（子ども園（仮称））
- 給付の一体化…幼保一体給付（仮称）
- 機能の一体化
  - ・ 子ども指針（仮称）の創設（一すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障）
  - ・ 資格の共通化等
- 多様な事業主体の参入

#### 多様な保育サービス

小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、広域保育サービス、病児・病後児保育サービス等

### 放課後児童給付（仮称）

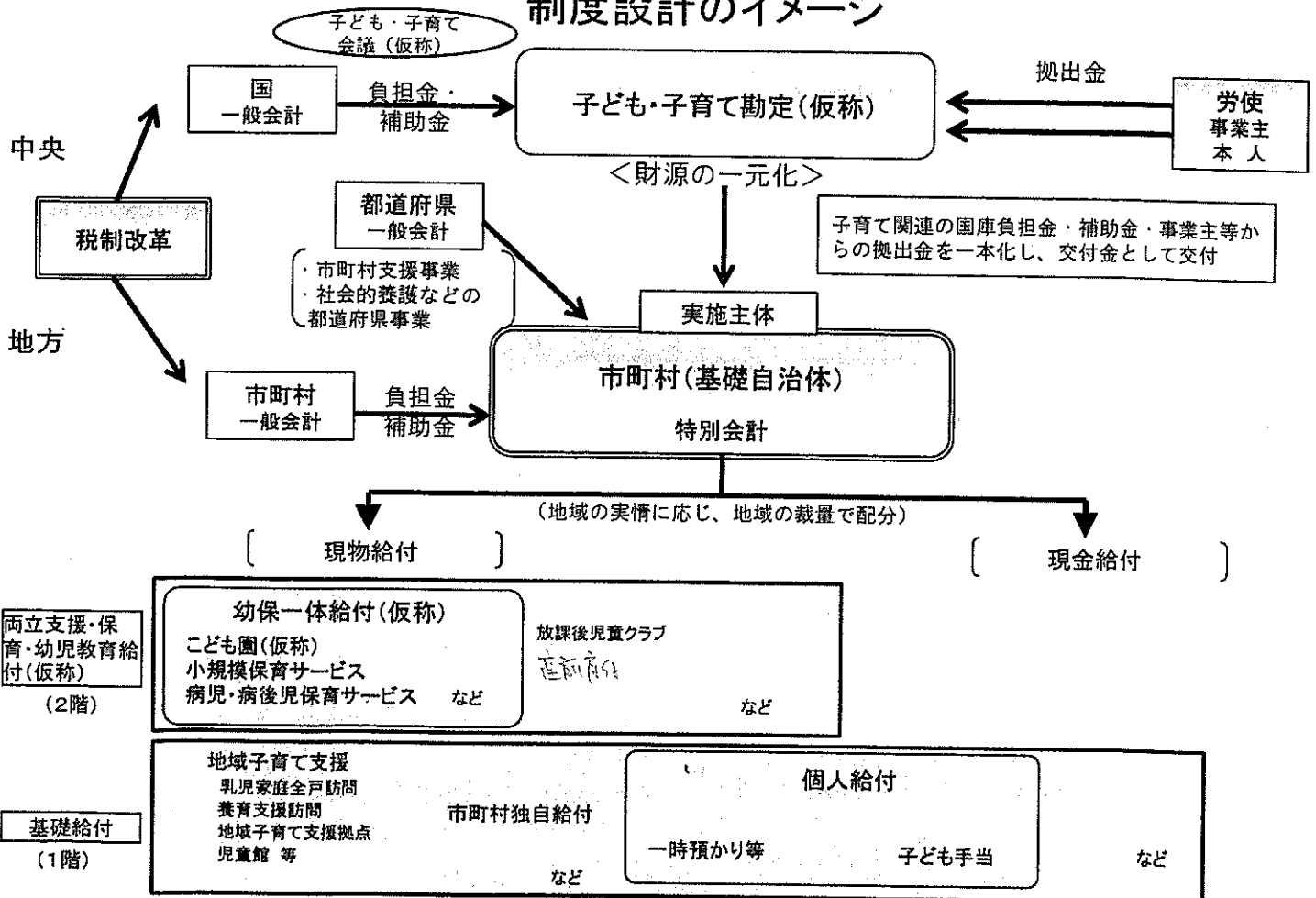
### 利用者の選択に基づく給付の保障

- サービスの確実な保障＝市町村による認定
- 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約
- 市町村が適切なサービスの確実な利用を支援
- 利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付
  - …サービスの多様化の観点から踏まえた柔軟な制度設計と多様なサービスの特性への配慮

### 多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入（多様なサービス類型ごとの基準）
- イコールフットイング
  - ・ 施設整備費の在り方の見直し、運営費の使途範囲の自由度の確保
- 撤退規制、情報開示等のルール化
- 質の向上の検討

## 制度設計のイメージ





## ● 幼稚園・保育所の一体化

幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化。

## ● 給付の一体化

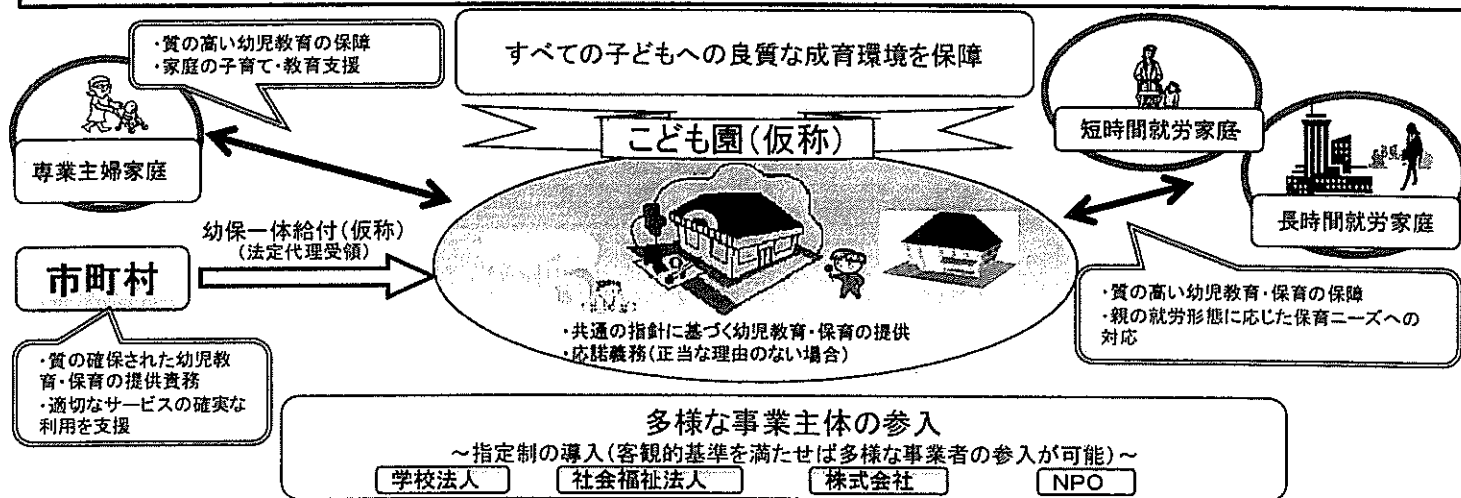
幼保一体給付(仮称)による財政支援

## ● 機能の一体化

- ・ こども指針(仮称)の創設(幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合)  
→ すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障。家庭における子育て・教育にも資する。小学校学習指導要領との整合性・一貫性の確保。
- ・ 資格の共通化を始めとしたこども園(仮称)としての機能の一体化の推進

## ● 多様な事業主体の参入

学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入が可能。



# イメージ②-1 小規模保育サービス①

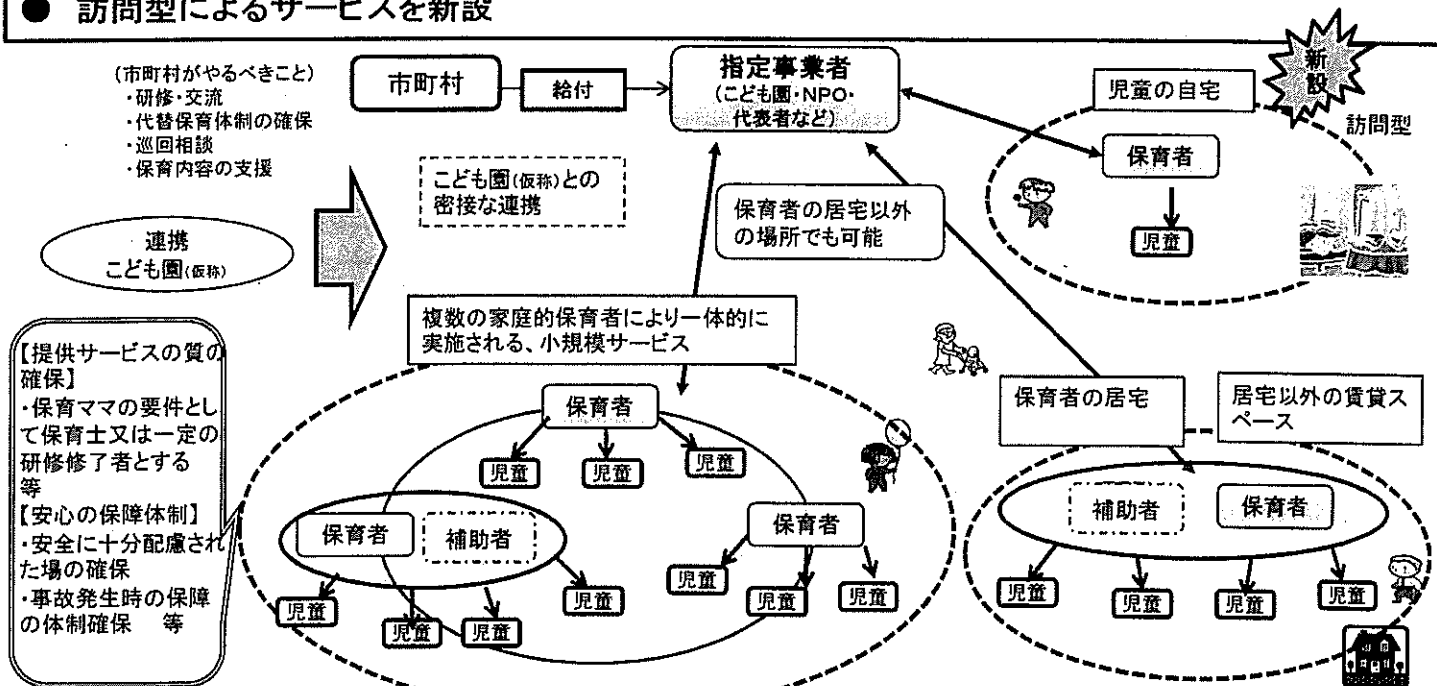
## ● 少人数を対象とするきめ細やかな保育

少人数制で、一人ひとりの発達状況、体調などにきめ細やかに対応可能。

## ● 家庭的な環境の提供(主に3歳未満児を対象)

主に3歳未満児を対象として、家庭的な保育サービスを提供。

## ● 訪問型によるサービスを新設

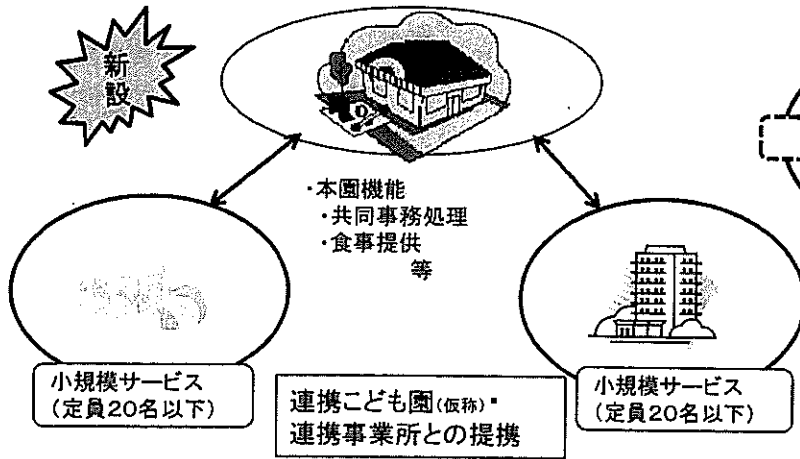


【提供サービスの質の確保】  
・保育ママの要件として保育士又は一定の研修修了者とする等  
【安心の保障体制】  
・安全に十分配慮された場の確保  
・事故発生時の保障の体制確保 等

## イメージ②-2 小規模保育サービス②

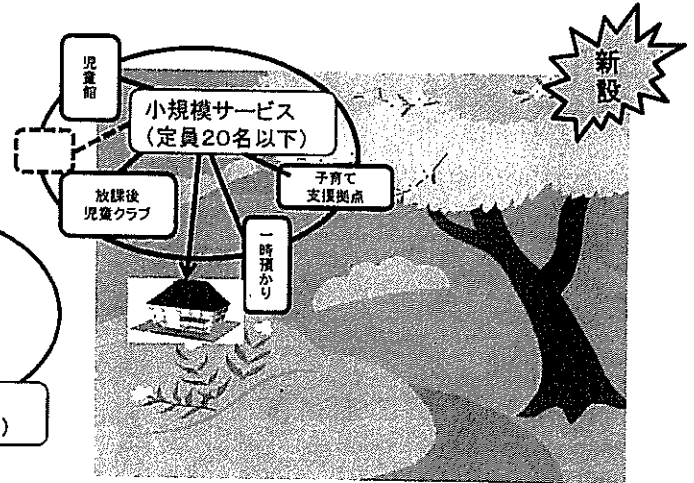
- 独立したサービス類型の創設と独自の基準設定
  - ・ 3歳未満児に重点化した需要に対応  
3歳未満児に特化したサービス類型の推進
  - ・ へき地などの人口減少地域などにおける小規模保育サービス  
6~19人定員のサービス類型の創設等

【イメージ①】 連携型・サテライト型



都市圏で行う賃貸などでの  
小規模定員のサービス

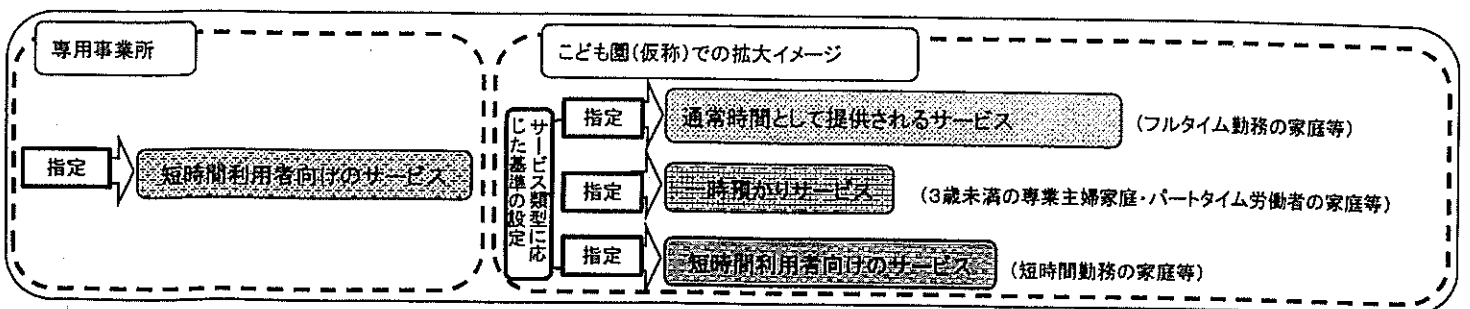
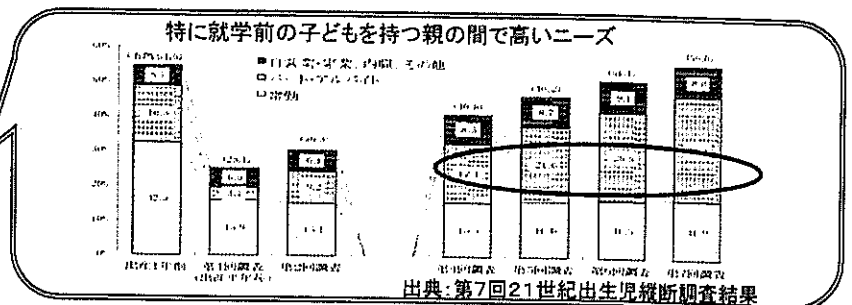
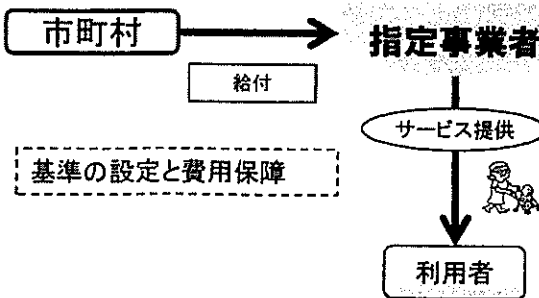
【イメージ②】多機能型



人口減少地域などにおける  
多機能型のサービス

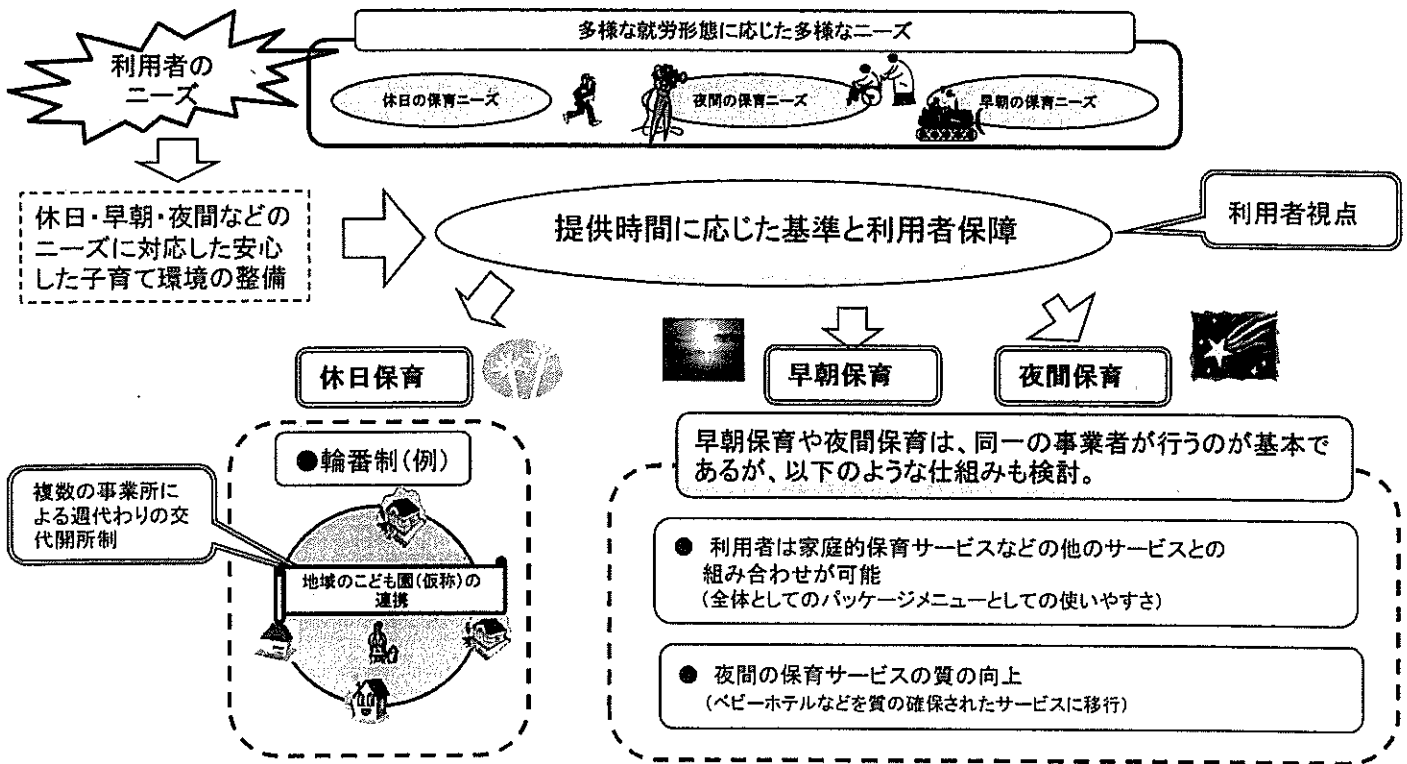
## イメージ③ 短時間利用者向け保育サービス

- 主に3歳未満の子どもを持つ親の高いニーズへ対応する専用サービス類型の創設  
実績上も、就学前の子どもを持つ親の間で、短時間利用できる保育を求めるニーズが高いことを踏まえ、日数、時間の短い需要に対応し、パートタイム労働者等が定期的に使う専用サービスを提供
- サービス類型に応じた基準の設定と費用保障によるサービス体制の確保
- 幼保一体化と連動し、こども園(仮称)におけるサービス拡大



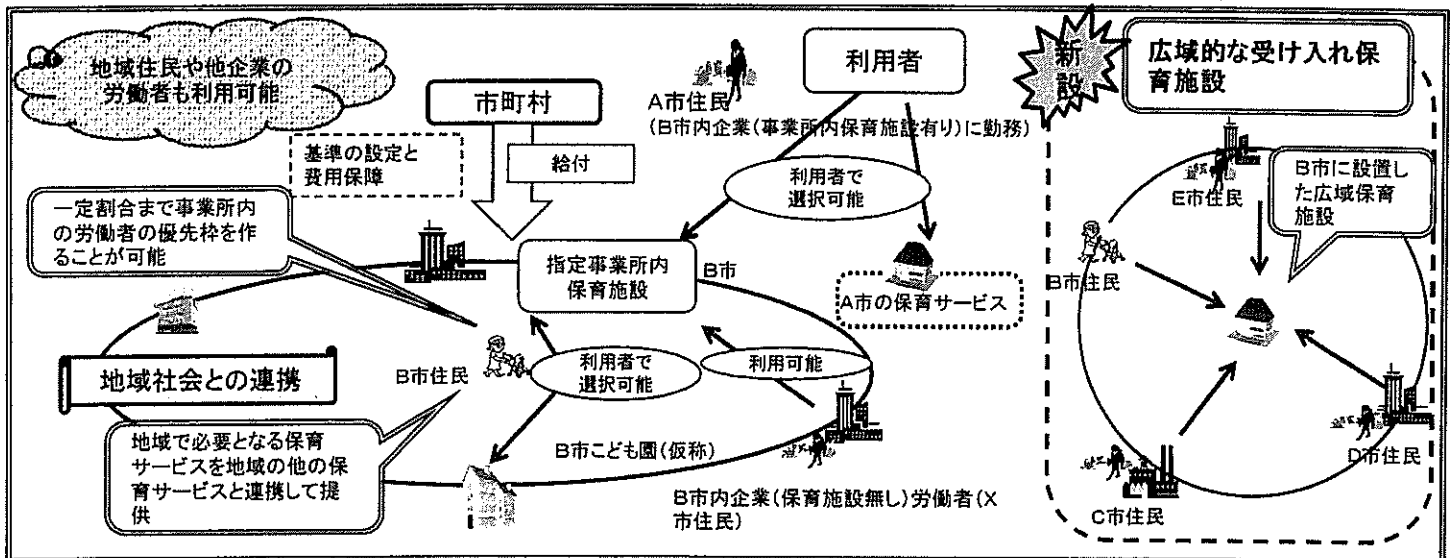
# イメージ④ 早朝・夜間・休日保育サービス

- 親の多様な就労形態に対応する安心な子育て環境の整備  
早朝、夜間、休日にも対応する保育サービスを提供し、多様な就労形態にあっても、安心して子育てできる環境を整備



# イメージ⑤・⑥ 事業所内保育・広域保育サービス

- 子育てをしながら働く労働者が安心して仕事と子育てを両立できる環境の整備  
居住地だけでなく、職場の近くのこども園(仮称)も利用可能に。  
勤務時間に合わせた保育が可能に **労働者にメリット**
- 企業の人材確保とその定着に貢献 **企業にメリット**
- 地域社会への貢献  
事業所内のこども園(仮称)が地域の他の保育サービスと連携 **地域にメリット**



# イメージ⑦ 病児・病後児保育サービス

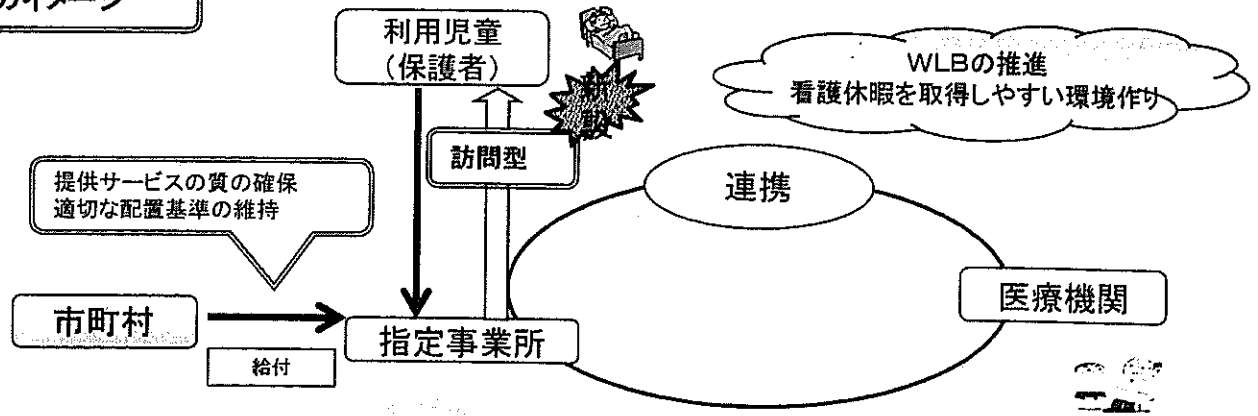
## ● 子どもの態様に応じた利用

- すべてのこども園(仮称)で看護師を配置することにより体調不良児への対応を強化  
すべてのこども園(仮称)で看護師を配置(安全性と利便性の向上) (保育時間中に体調が悪くなった場合など)
- 施設型病児・病後児保育の提供(単独型、こども園(仮称)・医療機関併設型等を指定)  
(感染症等専用の保育を必要とする場合など)

事業主体が、安定的に運営できるよう、病児・病後児保育サービスの特性を踏まえた稼働率で算定するなど、実態に見合った評価体制・給付体系の構築

- 訪問型の新設(指定事業者)の検討  
研修を受けた看護師・保育士等による訪問  
医療機関と連携したサービス提供

### 訪問型のイメージ

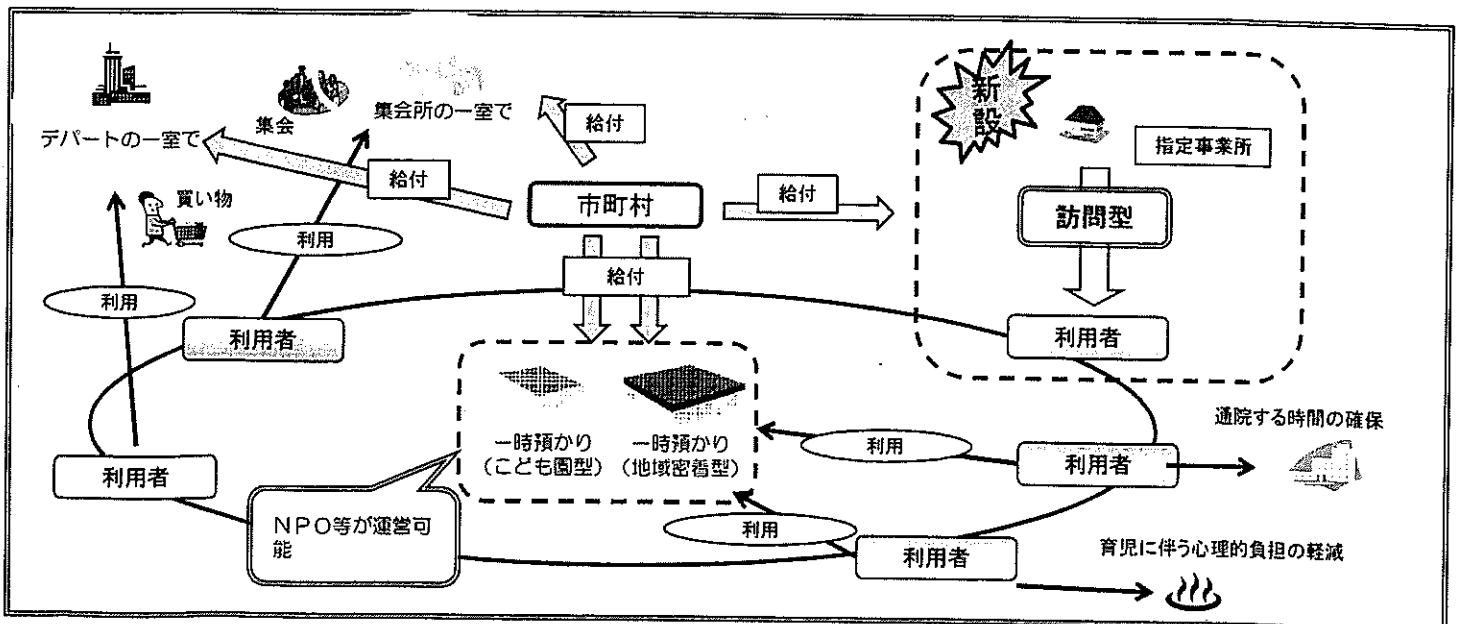


## (参考) 一時預かり(イメージ)

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、こども園(仮称)その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。
- 市町村の他、NPO等も主体として活躍。

リフレッシュ、社会的事由等

専門主婦家庭向け、すべての子育て家庭における様々なニーズに対応



# 子ども・子育て新システムによるマーケットと雇用の創出

— 新成長戦略との連携 —

## 子ども・子育て新システム構築

(2013年度施行に向け、2011年通常国会までに所要の法案提出)

### ■ 幼保一体化

- ◇ 幼稚園・保育所の一体化 (こども園 (仮称))
- ◇ 給付の一体化 (幼保一体給付 (仮称))
- ◇ 機能の一体化 (こども指針 (仮称)、資格の共通化等)
- ◇ 多様な事業主体の参入

### ■ イコールフットィング等による多様な事業主体の参入促進

- ◇ 指定制度の導入
  - ※ 施設型・非施設型を問わず多様なサービスを客観的基準により指定
- ◇ 運営費の用途範囲は事業者の自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業等への活用を可能に
- ◇ 施設整備費の在り方の見直し
- ◇ 株式会社等に対する社会福祉法人会計の見直し

### ■ 育児サービスへの集中投資による環境整備

- ◇ 保育ママ等の育成支援

### ■ サービスメニューの多様化等

- ◇ 多様なサービス (※) を幅広く指定
  - ※ こども園 (仮称)、小規模保育サービス、短時間利用者向けサービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、広域保育サービス等
- ◇ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の体制を育児・教育支援の観点から改善・強化 (小1、小4の壁解消)

## 【成長への貢献】

### ■ 雇用の拡大

- ☆ 子育てサービス従事者増  
約16万人以上
- ☆ 女性の労働力増

### ■ 潜在需要の顕在化とサービス供給の拡充

- ☆ 認可保育所等  
215万人→241万人
- ☆ 放課後児童クラブ  
81万人→111万人

### ■ 所得の増

- ☆ 女性の就業継続等による収入増  
約3.3兆円
- ☆ 子育てサービス従事者の所得増  
約0.5兆円

### ■ 将来の経済社会の担い手の増

## 子ども・子育て新システムと地域主権

○ 地域主権戦略会議での議論を踏まえ、以下のような制度設計を検討

【子ども・子育て新システムで実現する内容】

■ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現

### ■ 子ども・子育て包括交付金 (仮称) の導入

- ☆ 新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に給付

### ■ 地域の実情に応じた現金給付・現物給付の組合せ (配分) や給付メニューの設定 (選択)

### ■ 現金給付・現物給付の一体的提供

- ☆ 市町村による枠組みの下、個人の選択に基づく、子ども手当と子育て支援サービス (現物給付) の組合せ
- ☆ 市町村の選択で行う以下の仕組みを検討
  - ・ 学校給食費等として学校への支払い
  - ・ 子育て・教育サービス等の利用券方式

### ■ サービスメニューの多様化

- ☆ 多様なサービス (※) を幅広く指定
  - ※ こども園 (仮称)、小規模保育サービス、短時間利用者向けサービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス等

### ■ 幼保一体化

■ 基礎自治体の重視

### ■ 基礎自治体 (市町村) が実施主体

■ 国・都道府県等は、市町村が実施する事業を重層的に支援

※ 子ども・子育て包括交付金 (仮称) をはじめとした国と地方の役割に関する具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携を図る。